

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和3年3月23日（火）
午前10時00分～午後2時48分
場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長 委員 委員	いじま 文彦 岩崎 みなこ しらた 満	副委員長 委員 委員	大くま 真一 本間 としえ 山崎 ゆうじ
--------------	-----------------	---------------------------	------------------	----------------------------

出席説明員	施設保全課長 くらしと文化部長 文化・生涯学習推進課長 オリンピック・パラリンピック推進課長 子ども青少年部長 児童青少年課長 公園緑地課長 教育部長 教育企画担当課長	澤井 貴之 須田 雄次郎 古谷 真美 齊藤 義照 本多 剛史 植田 威史 長谷川 哲哉 鈴木 恭智 室井 裕之	防災安全課長 オリンピック・パラリンピック (兼)スポーツ振興担当部長 文化施策担当課長 子育て支援課長 子育て・若者政策担当課長 教育振興課長 図書館本館整備担当課長	城所 誠 小林 弘宜 宮崎 武 松崎 亜来子 水野 誠 加藤 大輔 萩野 健太郎
-------	--	---	---	--

案 件

件 名	審 査 結 果
1 第17号議案 多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館の指定管理者の指定について	可決すべきもの
2 第27号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
3 特定事件継続調査の申し出について	可決すべきもの

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 旧北貝取小学校跡地施設整備の進捗状況と今後の予定について	文化・生涯学習推進課 教育振興課
2 第4次多摩市生涯学習推進計画の策定について	文化・生涯学習推進課
3 パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗について	文化・生涯学習推進課
4 パルテノン多摩 リニューアル後の特徴的な諸室の使い方	文化・生涯学習推進課
5 パルテノン多摩ミュージアムの展示改修について	文化・生涯学習推進課
6 (仮称) 多摩市文化芸術条例制定に向けた途中経過について	文化・生涯学習推進課
7 令和3年度における新型コロナウイルスの感染拡大に伴う温水プールの開館時間(利用時間)及び休館日の変更について	スポーツ振興課
8 多摩市体育施設に係る個別施設計画策定に向けた多摩市スポーツ推進審議会における審議状況について	スポーツ振興課
9 東京オリンピック・パラリンピック推進事業の進捗状況について	オリンピック・パラリンピック推進室
10 令和2年度第4回多摩市子ども・子育て会議の概要について	子育て支援課
11 貝取保育園園舎解体工事の進捗状況について	子育て支援課
12 令和3年4月 認可保育所新規入所申込等の状況について	子育て支援課
13 保育料の未納金対策(令和2年度の取組み)	子育て支援課
14 パルテノン多摩4階子どものエリア事業の進捗状況について	子育て支援課 子ども家庭支援センター
15 令和3年度学童クラブ待機児童状況(予定)	児童青少年課
16 学童クラブ費 過年度分滞納状況	児童青少年課

17	連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修の進捗状況について	児童青少年課
18	令和3年多摩市成人式について	児童青少年課
19	(仮称) 子ども・若者総合支援条例の進捗について	児童青少年課 子育て・若者政策担当
20	多摩中央公園改修整備・運営事業（P－P F I）の公募開始の報告と今後の予定について	行政管理課 公園緑地課 教育振興課
21	多摩第三小学校の建物の現状について	教育振興課
22	学校開放施設等の段階的再開について	教育振興課
23	「これからの学校・家庭・地域の連携に向けて」動画配信及び上映会の実施報告について	教育振興課
24	中央公園のみどりの記憶をつなぐプロジェクトについて	図書館

午前10時00分 開会

いいじま委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。

本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第17号議案 多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館の指定管理者の指定についてを議題とする。

これより、市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 ただいま議案となっている第17号議案についてご説明申し上げます。

本案は、多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館について、指定管理者による管理運営を行うべく、地方自治法第244条の3第6項の規定に基づき、2社による共同企業体である多摩コミュニティパートナーズを指定管理者に指定するために提案するものである。

市民活動・交流センターは、市民の主体的な活動を支援するとともに、多様な交流が生まれ、広がることを目指すものであり、これをより柔軟にかつ意欲的・効果的に支援するためのノウハウを有する事業者に運営を委ねたいと考えている。

一方、ふるさと資料館については、文化財の収蔵管理等のソフト面は原則、教育委員会が直接対応する予定ということである。

こうしたことから、施設の管理を一体的・効率的に行うとともに、市民活動・交流センターの運営を行うために、指定管理者制度による管理運営を行うこととした。

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募に応じた2者からの提案について、学識経験者や市民の方による選定審査会での審査を行い、その結果を踏まえ、他市類似施設の管理運営に実績があり、施設の基本方針及び管理運営方針について理解が深められ、この施設の目的を最大限達成するためにより優れた提案を行ったと認められる多摩コミュニティパートナーズを

指定管理者候補者として選定をした。

多摩コミュニティパートナーズは、相模原市に本社を置く株式会社ギオンを代表団体とし、多摩市内に本社を置く株式会社サービスユースを構成団体とする共同企業体である。

施設のオープンは令和4年4月の予定であるが、オープンに先駆けて、市民活動団体等とも調整をしながら、施設運営のルールづくりを行うことも本指定管理業務に含めているので、その期間も含めて、指定管理の期間は令和3年7月1日から令和7年3月31日までの3年9か月としている。

詳細については、古谷文化・生涯学習推進課長からご説明を申し上げる。
古谷文化・生涯学習推進課長 資料は案件1ということで提出をしている。そちらに基づいて、ご説明をさせていただきたいと思う。

多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館の指定管理者の指定についてである。

本案は、この2つの施設の指定管理者の指定について、公募選定の結果、多摩コミュニティパートナーズを指定管理者に指定するために、提案をするものである。

12月15日の子ども教育常任委員会の際には、この指定管理者候補者の選定の途中であるということをご報告をしていたところである。この間、12月21日に指定管理者が決定がされたということで、必要な手続を経て、3月の今議会において、指定管理者の指定の議決の議案を提出をさせていただいたところである。

1の基本的な考え方に書いてあるとおり、指定の期間については、施設開館の6か月前である本年7月1日から、その後、開館後は3年間ということで、令和7年3月31日までとしている。選定の方法は、公募による選定ということである。

候補選定のこれまでの経過については、2のところに書かせていただいているとおりである。10月5日の公募開始から、2団体の指定の申請を経て、選定委員会、3回に分けて行われた結果の審査結果報告書を踏まえ、庁内の会議体である審査会の中で、その報告書を踏まえて、12月21日に指定管理者候補者の決定というところに至っている。また、この指定管理者候

補者とは、先月2月17日の時点で仮協定の締結を進めている。

今後の予定としては、3月29日に指定の議決をいただけたらば、指定管理者の指定を今月末に行い、仮協定に基づき本協定の締結を行い、7月1日から業務の開始をしていきたいと考えている。

指定管理者候補者については、3の項番をご覧いただきたい。今回、多摩コミュニティパートナーズということで、株式会社ギオンと株式会社サービスエースという2社の共同企業体に指定管理者候補者として、今、指定をさせていただいているところである。

この2つの企業体の代表団体については、この下の表に書かせていただいているとおりである。

代表団体の株式会社ギオンは、神奈川県相模原市に所在する企業である。こちらの企業の主な事業の概要は物流ということであって、物流を軸に幅広い事業を展開する総合物流企業ということである。指定管理業務についても、町田市、相模原市において、文化ホールやスポーツ施設の指定管理業務の実績がある企業である。

構成団体の株式会社サービスエースは、多摩市内に所在する企業であって、事業概要に書いてあるとおり清掃業務、設備維持管理業務などの建物総合管理業を営む企業である。市内の公共施設の清掃や管理業務の受託実績のある企業ということである。

今後のスケジュールについては、先ほど口頭でご説明をさせていただいたとおりである。

2ページめくっていただくと、選定委員会の審査結果報告書がある。こちらについて簡単にご説明をさせていただきたいと思う。

選定委員会の意見として、こちらについてはiPadで言うと9ページ、報告書としては4ページのところである。選定委員会の意見ということであるが、(2)の意見のところをご覧いただきたい。

こちらの2施設について第4段落のところにあるが、この多摩ふるさと資料館と市民活動・交流センターの2施設の施設管理を行う指定管理者には、事業者が持つノウハウをもとに、適切な施設設備の維持管理を行うだけではなくて、市民の主体的な活動を支援していくとともに、多様な交流が生

まれるような施設運営を行うことが求められるということの認識のもとに、応募された団体は2団体であったが、いずれの団体も市側が要求する水準を満たしていると認めるが、今回、順位1位と評定をされた多摩コミュニティパートナーズについては、その構成団体それぞれの強みを生かして、維持管理に関して効率的・効果的な提案となっていること、また、地域の実情をよく把握し、地域を中心に活動する団体とも連携して、事業に関する具体的な提案がされていることなど、事業者の持つノウハウを活用し、より魅力的な提案がされているということで、委員会としては、提案の具体性や積極性の面で優れているという判断をして、順位づけをいただいたというところである。

今後、指定管理者の指定の議決をいただけた後の施設の運営については、最後から2番目の段落のところでも言及されているとおり、指定管理者ならではの柔軟な運用ができるような、市側のサポート体制が必要だということもいただいているところである。

そうした形で、今後基本協定を結びながら、事業の開館準備に向けて指定管理者と連携しつつ、この施設が市民の皆様に広く使われていけるような施設、そしてこの施設の設置目的が達成されるような施設運営が図られるように協議して、事業の展開をしていきたいと考えている。

市側の説明としては、以上である。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

しらた委員 ここの場所なのだが、今、プールを工事している状況だと思うが、ここの場所は土砂災害警戒区域になったと思うが、その辺の対応はどのようなふうになっているのか。

いいじま委員長 現在、事実の確認をしているということなので、しばらくお待ちいただきたい。もし、次の質問あれば先に進めていただけたらと思う。

しらた委員 それとエレベーターの設置だが、その辺のエレベーターは、災害のときにどのような対応で非常用電源ができているのだろうか。

古谷文化・生涯学習推進課長 2点の質問について今確認をしているので、いましばらくお時間をいただければと思う。

岩崎委員

今ご説明いただいたこの意見のところ、幾つか書いていただいているが、この下のところでは、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく変わる社会の中においてとある。そして、魅力的なという言葉が何か所かあるが、これから運営されていく中で、市側がサポートするというのも書いてあるが、この魅力的な提案というのはどのようなことなのか少し具体的にお伝えいただきたいのと、この新型コロナウイルス感染症の影響で変わることはどの施設においてもかとは思いますが、この場所において、一つ一つのお部屋がそれほど大きくないということもある程度考えられると、学校を使ってということで今改修されているが、そういうのは人数を制限するのもしばらく続くとかそういうことはこの状況でははっきりわからないが、今の段階で、この新型コロナウイルスの影響で大きく変わる社会の中においてという意味では、これからの社会を見据えてということも含まれているのかと思うが、市側のサポートと、もう一つはその魅力的なというのはどういうことを提案があったのかお聞きする。

古谷文化・生涯学習推進課長 具体的な事業展開については、本議会で指定管理料の予算も提出させていただいているが、その予算の範囲内で、その提案されている内容がどれだけ実現できるものなのかといったところは、具体的なものは、これから詰めていかななくてはいけないものかと考えている。

ただ、今、提案の段階でどのようなものが出されているのかといったものについては、例えば、ここではワークショップなどでも市民の方々からいただいたご意見も踏まえてなのだが、やはり地域の中であるいは利用団体同士の中でのつながりづくりは大切だということが、つながりづくりをしていかなければいけないというのが、1つ大きく出たコンセプト、キーワードであった。

そうしたことのために、仮称、北貝取祭り、年に1回その旧北貝取小学校を使ってお祭りみたいなものを開こうということ、事業提案をしてほしいということ、これを要求水準書に書かせていただいた。それについての、こういったことができるといったような具体的な提案が非常に魅力的であったと。

この施設を使っている人だけではなくて、広く興味関心を持っていただ

けるようなお祭りの提案をしていただいたりとか、あとはグラウンドと校舎と体育館といったこの3つの大きく機能がある施設であるが、例えばそのグラウンドの脇の少し空いているスペースなんかをこういった休憩スペースに使えるという少し面白い、それは自主事業でやらせていただきたいと思っているというようなご提案をいただいている。

そうしたところで、例えばその自主事業のいろいろな提案についても、我々行政マンが考えた施設運営という、何かと四角四面になりがちで教科書的になるが、市民の人たちにわくわくして使っていただけるような、そうした事業提案をそういうことはここではできないと、何でもかんでも頭から否定するのではなくて、市側としてどうサポートしていただいて、この施設のコンセプトにつながるような利用につなげていただけるかどうかということ、一緒に考えていくという意味でのサポートということである。

岩崎委員

まだ、これからできることを探っていくということかと思うが、お祭りにしても、今までもやってきたと、いろいろなところでいろいろ蓄積はあるかと思うが、今回この場所があまり便利というか、行きやすい場所ではないという中では、市民の方が近い方は別だが、ある程度離れている方も行くということを前提にすると、このふるさと資料館であるという、文化財がある施設だということもすごく重要かと思う。なので連携を取るとおっしゃっているので、これからだと思うが、ぜひギオンさんの力もお借りして、市も出すと思うが、市民に告知するというやり方は、いろいろな方法でこれからやっていただきたいと思う。

今、学校でもタブレット等を使うようになると、写真もすぐ見れるのではないかと思うと、いろいろな形で身近に感じられるようにして、ぜひ知らないお子さんがいないような形でその場所も知っていただきたいし、市民の方、大人になるだろうが、ぜひそこを活用していただきたいと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

いいじま委員長 先ほどのしらた委員への回答があります。

須田くらしと文化部長 大変時間をいただいて、申しわけなかった。2点いただいた。1点は土砂災害の区域といったようなところで、これは一部法面がそこにかか

っているといったことのようなことであるが、このことをもって何か施設の運営に影響があるといったようなことはないということで捉えている。

それから、エレベーターの関係だが、これはいわゆる非常のときに停電とかそういうことを含めて、電気が止まったときに、最寄りの階に止まるといったことの非常用の電源ということは備えているが、それをさらに停電中にずっと動かしていくといったところまでは備えていないというのが状況ということである。

しらた委員 運営に差し支えあるとかないかではなくて、もし今何が起こるかかわからない。東北大震災から10年がたって、あの頃から30年、何十年と言っている割には、もうすぐ30年がたっているような気もするが、運営とかではなくてそういうときの避難、市民の方々やそのいらっしゃる方々がどういうふうに避難をしていくのかという運営方法の中に、どういうふうにお考えがあったのかということをお聞きしているわけである。

須田くらしと文化部長 この北貝取の施設が整備をされた後には、この場所については、地域の避難所というところで運営をするということにしている。その具体的な動線の関係や、市民の方をどういう形で誘導するか、あるいは避難された方に対して対応するかといったところは、まさしくこの後、1年後にオープンなので、指定管理者も含めて市のほうも防災のほうも含めてどういう対応をするか、具体的な手だてということを検討するということにしている。施設整備後には、ここは避難所になるということは決めているが、具体的な流れは指定管理者も、この議会で指定管理者をお認めいただければ、具体的な話ということがまさにできることになるわけなので、そういった中で進めていきたいなど、このように考えているのが今日現在の答弁ということになる。

しらた委員 指定管理者の方々がどのようなお仕事をするのかという内容には、そういうことが含まれてなかった、今のところは含まれてない、お認めいただいたところで、そういうふうな形にするということなのだろうか。それでは、そうすることによって市民の皆様にご不安があったりご迷惑かけたり、指定管理者の方にもそういうことを少し考えていなかったとなってはまずいかと思って、今回そういうことをお聞きしているが。

古谷文化・生涯学習推進課長 この指定管理者候補者を公募する際には、10月に公募の書類を公式ホームページ等でも公開しているが、要求水準書などの中に、ここの施設は施設が整備された後は、地域防災計画に基づく指定管理避難所になることを想定されると、そういったことではお知らせはしているところである。

また、基本協定の中でも、ここを災害時の対応といったところも記載をさせていただいている。緊急時の対応、安全対策というところでは第19条、20条のところに、本業務の実施ということで明記はさせていただいているが、あくまでこれはまだ基本協定ということで、基本的なことを書いているところであるので、具体的な内容についてはその後の年度協定やそれぞれのその年度の事業計画や運営計画、あるいは避難所マニュアル、避難運営マニュアルといったところで具体化されていくものと考えている。

いいじま委員長 設備や指定管理の内容の質問を今お答えいただいているが、本件は指定管理者の指定についてという案件であって、今回多摩コミュニティパートナーズが、指定管理者として指定されることについてをここでは議論する場であるので、それに関する質問ということで、質疑を行っていただけたらと思う。よろしく願います。

しらた委員 指定管理者の方がここでお仕事をするに当たって、どういう内容をお知らせしたのかということを知っているのですが、ここの施設がどうこうではなくて、こういう条件である、ここは土砂災害の区域になって、イエローゾーンがあって、その一部にはレッドゾーンも入っているわけである。

それで今、文化・生涯学習推進課長がお話しされたように、防災の拠点としてなるということであれば、ここの場所がもっともっと安全でなくてはいけないということである。そういうことを考えると、だからこの指定管理者の方々がそういうこともきちんとわかって、これから決まったということから決めるならば、それはそのやり方もあるのかと思うが、その辺りどうなのかということをお聞きしているわけである。

須田くらしと文化部長 先ほど来申し上げているとおり、ここの施設は、災害時の避難所に指定をするといったこと、これはもう前提として、それを前提に公募を

している。

その中では、当然指定管理者として果たすべき役割といったことがあるので、そういうものがあるという前提で応募していただいていると思っている。具体的にどういう動き、こういう場合はこう、ああいう場合はこう、そういった具体的な動きというのは当然、指定管理者として決まった後に話し合いを行うというのが当然のことだろうと私は思っているので、今の段階でその具体のところまで詰め切っているかといえば、それはこれからと先ほど申し上げたとおりの答弁であって、公募の段階では、そういったことが前提になって応募していただいているということでご理解を賜ればと思っている。

本間委員　　今の関連で確認だが、この旧北貝取小学校グラウンドだが、法面がイエローゾーンになっているだけで、レッドゾーンは入っていないかと思うが、違うか。

城所防災安全課長　旧北貝取小学校周辺の土砂災害警戒区域の指定状況であるが、おっしゃっていただいたように、実際に敷地のグラウンドにかかっているのは、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンといった部分であって、その部分が敷地の北側と南側に一部かかっているといった指定状況が今あるところは、ハザードマップの中でお知らせしているところである。

本間委員　　イエローゾーンがかかっているというところで、建物を建てるに当たっては何ら問題ないということで、もともと貝取小学校は避難所になっていたのか、一応確認である。

古谷文化・生涯学習推進課長　学校が廃校になるまでは、そういった形であって、今は廃校だったが、またここで施設ができるので、それに併せて指定をしていくということで考えている。

いいじま委員長　ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長　質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

しらた委員　　第17号議案　多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館の指定管理者の指定について、否決の立場で討論させていただ

く。

私たち会派では、ここの指定管理者がどうこうではなく、市民の皆様方、また、指定管理者の皆様方にもご迷惑をかけないように、このコロナ禍において、大変財政も令和2年度ベースに戻るまでにはあと数年かかるということである。

このコロナ禍の財政、大変厳しい状況であるので、多摩市においても、地球温暖化ということで気候非常事態宣言を出している。まだまだこの施設をもっともっと効率的なものにするためにも、もう一度見直しをしたり、それから安全を高めていくためにも、もう一度立ち止まってきちんとしたもの、そして、指定管理者の方々にも十分納得はしているところもあるとは思いますが、始まってからこれをする、あれをするではなく、前もってもう一度きちんとした指定管理者さんたちに理解をしていただくことも大切かと思っ、て、立ち止まるということで、今回は否決という立場で討論させていただく。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が1名である。

よってこれより、第17号議案 多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館の指定管理の指定についてを、挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手多数である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第27号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 よろしく願います。本条例については、地域の子育て家庭に対して、相談の事業、それと啓発事業を行って、総合的な子育て支援施策を推

進する子育てセンター事業を実施する保育園に対して、補助金を支給する内容がこの条例に含まれている。

現在この事業については、認可保育所1園、それと認定こども園1園、公立保育園の計3か所で実施しているが、これまで整備を進めてきた地域子育て支援拠点の整備が進み、同じ機能を持ち備えていることから、令和2年度末をもって、本子育てセンター事業を終了するということである。そのため、社会福祉法人に対する補助金支給を行うことができる根拠となるこの条例を改正する必要があるため、条例の一部改正をするものである。

なお詳細については、子育て支援課長よりご説明をさせていただく。

松崎子育て支援課長 それでは、ご説明させていただく。

i P a dの一部改正条例新旧対照表、10ページをご覧くださいと思う。

今回の条例の改正に当たっては、子育てセンター事業の終了に伴って、条例の別表、第3条関係になる。そちらの記載から、子育てセンター事業補助金という補助金の種類と、補助限度額の記載をさせていただき項目を削除させていただきものになる。

こちらの補助金の対象施設は、現在、令和2年度実施していただくこぼと第一保育園さんが該当するような形になるが、社会福祉法人に対するこちらの改正をさせていただきたいと考えているところである。

加えて、これ以外の関連施行規則、それから要綱も併せてセンター事業の終了に伴って、各子育てセンター事業に関する項目の削除、それから、改正を行う予定である。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第27号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際暫時休憩する。ここで協議会に切り替える。

午前10時37分 休憩

(協議会)

いいじま委員長 それでは、1、旧北貝取小学校跡地施設整備の進捗状況と今後の予定について市側の説明を求める。

古谷文化・生涯学習推進課長 よろしく願います。iPadの資料の協議会1をご覧ください。旧北貝取小学校跡地整備事業の進捗状況と今後の予定についてである。

前回の12月15日の子ども教育常任委員会では、工事契約の議案を12月21日に上程をさせていただくというところまで、進捗としてご報告をさせていただいている。その後の経過ということでご説明をする。

まず1点目、旧北貝取小学校跡地整備事業の進捗状況についてである。

(1)の整備工事についてであるが、12月22日に工事の契約が成立している。12月23日から着工して、来年の1月7日の竣工に向けて、現在改修工事を進めているというところである。

2点目の指定管理者の指定について、これは先ほどご説明したとおりのところであるが、本定例会において、指定管理者の指定に関する議案を上程をしているというところである。その間の経緯については、前回報告以降の経過について書かせていただいているとおりである。

また、この施設の愛称について、今、旧北貝取小学校跡地ということで施

設全体のことは総称しているが、その施設の名前、総称を愛称といった形で検討していきたいと思っている。

その愛称を決定するための手法については、市民公募で決定をしていくのか、あるいはネーミングライツの導入をしていくのかといったところを、今後検討していきたいと思っている。施設の性質から言うと、ネーミングライツという形でやるのが適切なのかなのかといったところは少し議論の余地のあるところかとは思っている。令和3年の9月までに決定をしていきたいと考えている。

今後の予定については、下に書かせていただいているとおりであるが、今回施設の指定議案が議決がいただけたらば、指定管理者と本協定の締結に向けて、4月から6月にかけて協議を進めていきたいと思う。本協定の締結が整ったら、7月から指定管理者業務を開館準備業務といった形でスタートしていただきたいと考えている。9月には施設のその愛称を決定をし、10月からは施設開館の6か月前となるので、施設の利用団体の登録の受付の開始をしていきたいと思っている。

来年の年明けには竣工するが、利用申請の受付は3か月前からとなっているので、同時に利用申請受付の開始を1月にしていきたいと思っている。

検査後の施設の引渡しが2月ということであるので、2月から3月にかけて、施設の中の設備等や備品等の準備を整えていただき、4月に開館をしていくという予定である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 今、愛称について市民公募もしくはネーミングライツの導入も含めて検討していくということがあった。市民活動はここからつくっていく上で、ぜひ市民の皆さんとともに考えていくような立場のほうがよいのかと個人的には思っているが、こういった検討は具体的にどういった形で進められるのかということをまず、お聞きしたいと思う。

古谷文化・生涯学習推進課長 ネーミングライツについては、そこで収入が得られるといった面もある。ネーミングライツについての考え方を担当している所管と協議をし、市としての方向性を庁内で決定をしていきたいと考えている。

大くま委員 庁内でまず諮ってから考えていくということは理解した。

今、こういった形で進捗のご報告をいただいているわけだが、先ほど少し避難所としての確認をしておきたいが、ここで一度、これまで学校だった頃には避難所として指定をされていて、学校がなくなって、空白地帯になったと。これが改めて施設が運営されることによって、避難所になっていくと理解をしているわけだが、避難所というのは、指定管理の方が全て担うというわけではないということは当然だと思うが、地域の皆さんや自主防災会の様々な防災の組織と避難所運営協議会をつくっていかれるのかと思うが、そのことを少し確認させていただきたいと思う。

古谷文化・生涯学習推進課長 今、まさに大くま委員がおっしゃったことは大変大切な、重要なお指摘だと思っている。あそこが指定避難所に指定された後の災害時の避難所が開設された場合は、この場合は市がその運営を担っていくこととなっている。その際の避難所運営といったときのあり方については、広く地域の皆様にもお知らせをし、ここに避難所が開設されるということをお知らせするとともに、こういった形で運用していくのかといったことを、そういったプロセスを経て、何かあったときに対応できるような体制を整えることは大変重要なことと考えているし、今後具体的に検討する必要があると考えている。

しらた委員 避難所の指定っていつ決まるのか。

古谷文化・生涯学習推進課長 正式には地域防災計画の改定のところで、正式に明記をされると認識している。

しらた委員 どこでどうやって話し合っ決めて決めるのか。

古谷文化・生涯学習推進課長 地域防災計画の策定をする会議体の中で決定がされていくものと認識をしている。最終的には地域防災計画の決定については、市の最高意思決定機関である庁内会議の中で決定がされていくものと考えている。

須田くらしと文化部長 地域防災計画、最終的には市長ももちろん入っている防災会議の中で決定をするということである。そのプロセスにおいて、庁内の中でも整理がされるし、そういう中で位置づけというのを明確にし、最終的には決定に至るといったようなことで理解をしているところである。

しらた委員 もちろん防災安全課が経営会議にも入って、いろいろとやっていくと思うが、先ほど指定管理者の人はここには全然関わらないということなのだ

ろうか。そんなことは一応昼間であったり、いつ災害が起きるかわからないのであれば、そういう方々たちにも、いろいろなコミュニケーションを取っておく必要があるのかと思うが、どのように。

古谷文化・生涯学習推進課長 指定管理者の方々とは先ほども少しご説明をしたが、公募の段階で、ここは災害時には地域防災計画に位置づけられる指定避難所になるところだということはお知らせをして、要は日常的には、ほかの総合体育館などと同じように市民の利用に供する貸し館であるが、いざ非常時、大災害が起きたときには、そういった形で避難所運営を市のほうですることになるということは、お知らせをしているところである。

実際の災害時には、我々のほうで運営はするので、それまでの引渡しのところまでは、きちんと指定管理者に施設を維持管理していただきたいし、いざ、施設開館中に発生したときの避難対応などについて、あと市民の皆様の身体や生命の安全確保といったことは当然ながらしていただくが、その辺りのところはもちろんのことながら認識をしていただいている。

ただ、今回この仮協定を締結をする中での指定管理者の候補者の決定をして、ここまで現在に至るまでに、幾たびか打合せをさせていただいているが、その中でも避難所運営は当然行政のほうでなさるのだろうが、我々もできる限り協力をしていきたいという前向きなお言葉もいただいている。

また、実際にこの指定管理者候補者の方々は、ほかの施設の指定管理、指定管理業務ということで公共施設を担っていらっしゃる、そういったところのノウハウもお持ちであるので、大変力強いお言葉もいただいているところである。

本間委員 駐車場のことなのだが、こちらの駐車場もこの指定管理者の方が管理するということか。金額は有料になるのか、その辺も決まっていればお教えていただきたい。

古谷文化・生涯学習推進課長 駐車場についても、今回51台分ということで整備をしていくが、これは条例のほうにも利用料金制ということで、今回この施設の利用料は導入するが、駐車場についてもその範囲内ということでお示しをしているところである。駐車場の料金については、最初の1時間が無料ということであって、その後、1時間を超えてその後1時間ごとに100円とい

うことで設定をさせていただいて、これは全て指定管理者、事業者の収入ということで、その中で施設の管理や駐車場のメンテナンスや、そういったことに充てていただくということでお願いをしている。

しらた委員　これは入り口はどこから入っていくのか、この車の入り口は。

古谷文化・生涯学習推進課長　今回駐車場を整備するのは、敷地の北東に位置するプールを除却したところに駐車場を整備をするということになっている。駐車場に至るまでには、南側の正門を入れていただいて、グラウンドを回り込む、東側に迂回するような形で今回車路を整備をしていく。その車路を整備して、そのプールがあったところの駐車場、あとプールの手前のところの校舎の横が空いているので、そこにも駐車場を整備するが、そこに入れていただいて、出るときはそこからまた出ていただくといった形で、入ると出ると行き交うような形で車路を整備をする形になっている。

しらた委員　少し心配したのは、その車路が擦れ違いできるほどの幅が今はないと思う。そこをどういうふうに擦れ違いをするのか。ちょうどあの東側にプールを壊したら少し南側のところに、出入り口の門があると思うが、その辺もどんなふうにするのかということと、あとそこに桜の木が生えているが、大分桜の木も切られてあったりして、そういう整備も今回行われるのか。

古谷文化・生涯学習推進課長　今回車路を整備する、車の出入りがこれからは多く行われるということを想定して、また、正門のすぐ横には横断道路がある。そうした種々の状況を加味して、今回従来の正門を少し右側に移すといった形で、広げる形で整備をしていきたいと思っている。そのような形で円滑に往来が図られるようにしていきたいと思っている。

また、それに伴って、正門の植え込みのところを、今、刈り込んであるのもそうしたことであるし、その手前のところの樹木の伐採なども、こういう理由で伐採をさせていただくということを、立て看板をかけさせていただいて、ご案内をしているところである。

しらた委員　正門でなくて、北東のほうに、プールの横に小さい門が今はある。あと課長、道路幅をどのくらいにするかということ、擦れ違いするようにするのであればどのくらいの幅を計画しているかということをお聞きしている。

古谷文化・生涯学習推進課長　まず、新しく整備する車路については、6メートルの幅を持

たせる、幅員を持たせるということで、往来が円滑に図られるようにしていきたいと思っている。また今、委員からご指摘のあった東側の通路というところだが、これは現状、対向車のちょうど横に通用門というのがあるが、それはそのまま使うという形になっている。

岩崎委員

今、ネーミングライツなどの話があったが、多摩市は廃校になった学校が本当に多くあって、その学校を卒業された方たちにとっては、もう何か前はここは学校だったのだというのはもちろんわかるが、あまり卒業した後のフォローというか、廃校になった学校が、もともとは自分たちが卒業した小学校や中学校というのが、あまりもう感じられないようなまちなになってきているなと思うところだが、ある程度終わった学校に対してもうどうしようもない部分もあるが、せつかく教育委員会も関わる小学校だった学校が、教育委員会も関わるような施設に変わっていくという中では、ネーミングライツの考え方というのは、卒業した、今はもう20代以上になっているが、そのような方たちが思い出になっていけるようなネーミングライツの考え方というのも1つあるのかと思ったので、これをどのような形に、市民公募にするのか、お金をいただけるようなネーミングライツにするのかというのは考え方だと思うが、1つの考え方の中に入れていただきたいなと思うところである。その辺のところは今、考えがおありだったらお聞きするし、今後考えていく形で、何かできればなど。

そこはネーミングライツという考えが今出てきたのでお聞きしているところである。

古谷文化・生涯学習推進課長 今、岩崎委員からも、また、大くま委員からもご意見を寄せられたように、やはりただの空き地ではなくて、小学校があったという地域の方々にとっては思い出のある場所になるかと思う。なので改修する段階でも経費面の意味もあったが、できるだけ必要最小限の整備とするというふうに基本方針も立ててきたし、卒業制作の作品なども多く残されている。そうしたものも不必要に撤去はしないとといった形で残していく方向性になっている。なので訪れていただいたときに、あそこは学校だったのだということが明らかにわかるような改修になっていると思っている。

名前のところについては、やはりそうした様々な人々の思いも受け止め

つつ、どのような手法で決定をしていくのかということは、今後広く庁内でも意見をいただきながら、検討していきたいと考えている。

しらた委員 地球温暖化対策はどんなことを取り組んでいるのか。

古谷文化・生涯学習推進課長 地球温暖化対策ということでは、省エネというところがある。高効率機器ということで、LED照明の導入やトップランナー機器の導入、また、制御システムということでは人感センサーや省資源化ということでは節水型の設備などといったものを考えて準備をしていく。

しらた委員 電源をどこか再生可能エネルギーから買うとかそういうことは何も考えない。もうLEDというのは普通のことになってきているので、そういう考えはないか。

須田くらしと文化部長 電気も含めていろいろな調達の関係といったようなことは全庁の一定の目安というものもある。そういうものとも併せて、できるだけ高効率な形で地球温暖化対策にも貢献できるような、そういう構えで進めていきたいと思っている。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

2、第4次多摩市生涯学習推進計画の策定について、市側の説明を求める。

古谷文化・生涯学習推進課長 協議会資料の2をご覧いただきたい。

今回この資料1と2と3を用意させていただいている。まず、協議会資料2をお開きいただければと思う。

第4次多摩市生涯学習推進計画の策定である。現行の第3次多摩市生涯学習推進計画が、今年度、今月いっぱいをもって終了をする。これから、令和3年度以降の10年間の計画期間とする新たな計画である第4次多摩市生涯学習推進計画が、ここで策定ができたということである。

策定に当たっては、この間広く市民の意見を様々な手法でいただきつつ、学識者や市内で活動を行われる方や公募の市民などによって構成される策定委員会、そして庁内会議で、市長を本部長とする生涯学習推進本部と、その専門委員会で協議を重ねて決定をしてきたところである。今回はその計

画のご報告である。

計画策定の意義については、下に書かせていただいているとおりである。生涯学習推進計画、生涯学習というものは2点の特徴がある。1つはまず、生涯学習は市民一人ひとりの個人的な学習である。そういった個人的な学習は、自由な学びということで尊重していかなくてはいけない。ただ一方で、その生涯学習というのは、そういった面で言うと非常に個人主義的な、個人的な活動であるが、それをなぜ行政がこういった計画という形で支援をするのかというと、その学びには学びが内包するガバナンス機能、社会を運営する機能があるというところである。

この学びを尊重しながら、学ぶ人同士が自分の学びを自分を豊かにするとともに、学びをほかの人々に伝え合っていく、学び合うことによってお互いに気づきを得、新たな学びや創造ができていく。それが地域の中で還元されて、地域コミュニティも豊かにしていくという、そういった考え方にある。

なので、学びを尊重し、ガバナンス機能があるということに着目したものを緩やかにまとめて、未来に向けた地域コミュニティの方向性を示しているというのがこの計画の特徴である。

この計画の中にひもづけられている様々な生涯学習の推進の施策というのは、市民が学習活動をするための条件整備を通じて、学習のプロセスを様々な分野、様々な段階、様々な人に対して応援をしていくということである。

情報収集から個人の活動、他者との交流、仲間との活動、地域との関わりといった様々な段階の中で、市民一人ひとりの学習のプロセスを応援することで、市民の皆さんが自らの課題を乗り越えて、可能性を広げようとする人を目指すということを、明らかにしている計画ということである。

計画期間については、令和3年から12年までの10か年として、社会の情勢や行政政策の変化等を総合的に判断し、5年をめぐりに中間見直しを行っていきたいと思っている。

策定の経過は、下に書かせていただいているとおりで、一昨年の8月から着手をし、本年2月24日に経営会議で原案決定をしてきたというところ

である。

資料の1をご覧いただきたい。前回の12月のときにはパブリックコメントの途中であったので、その際ご説明した素案の内容が、パブリックコメントでどのように意見をいただいて、計画に反映されたかをご説明をさせていただきますと思う。

資料1のパブリックコメントの実施結果をご覧いただきたい。実施の結果、ご意見をいただいたのは1名ということで、3つの意見をいただいた。3つの意見を要約させていただくと、策定の経緯について、丁寧に市民にわかるように説明をしてほしいということ。また、計画の推進、PDCAを回していくときの成果指標については、世論調査の中で設問を設けて、定期的にその設問で、指標がどのように推移しているかを見てほしいということ。あとは施策の事業例の紹介文について、このような文章を追加したらどうかというご提案であった。

お答えについては、市の考え方に書いているとおりであるが、結果として、修正反映はないものということになっている。

素案の概要版については、資料2のところに書かせていただいているとおりである。表側の1ページ目のところに生涯学習推進のイメージということで、先ほど申し上げた計画策定の意義といったところをここで示させていただいている。また、生涯学習というものが、人によって様々な捉え方があるので、どういうものが生涯学習であり、それはどういう意義が社会的にも、皆さんの活動一つ一つがあるのかということ、この図の中で表させていただいているところである。

開いていただいて、A3の見開きになるが、計画の基本理念を左側に書かせていただいている。4つの目指す方向があり、その目指す方向ごとに見開きの右側、3ページ目のところに、各推進項目、4つの目指す方向とそれにひもづけられる11の推進項目、その11の推進項目に個別施策として24の施策が挙げられているという形になっている。

最後のページのところには計画の位置づけ、そして、計画の進行管理の仕方ということで、ご案内をさせていただいているところである。

今後の予定としては、4月に印刷製本と配布をし、また4月20日号のた

ま広報や公式ホームページでの周知を図っていきたいと考えている。この計画は冒頭で申し上げたとおり、市民が主体となる、市民のそれぞれの学習活動を応援していくところであるので、広く市民にこの計画についてご覧いただき、それぞれの学習活動にどういった意味があるのかということや、特に気づいていただく、学びの効果に気づいていただくということや、あるいは市民の皆さんに様々な応援をする行政施策があるということを知っていただくために、積極的に周知を図っていきたいと考えている。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 この冊子になるのか、概要のところの絵柄がすごいかわいいが、こういうのはプロの方につくっていただいたのか、庁内で考えたのかお聞きしたい。

古谷文化・生涯学習推進課長 これは今回策定業務の委託事業者を、今回予算を認めていただいていたが、最終的にここまで整えていただいたのは、その委託業者のイラストレーターの方である。ただ、これをつくるまでの様々なアイデア出しというのは、市民が入っている策定委員会のほうで、いろいろご意見をいただいて、事務局のほうで用意してご意見をいただいて、いただいたものを事務局のほうでいろいろ考えて、業者にとということでは、みんなの共同作業ということになるが、事務局の担当職員が一生懸命頑張ってくれた結果だと思っている。

岩崎委員 とりわけこういうところはジェンダーの視点も重要になってくる部分では、すごく工夫されているなと思ったので、また、よろしくお願ひしたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、3、パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗について、4、パルテノン多摩リニューアル後の特徴的な諸室の使い方、5、パルテノン多摩ミュージアムの展示改修について、市側の説明を求める。

宮崎文化施策担当課長 それでは、説明させていただく。まず、協議会資料3をご覧いただきたい。

パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗についてということである。こちらのほうは毎回、子ども教育常任委員会のほうで報告させていただいている内容の進捗状況という形になっている。

令和3年の3月時点ということで、まず一番上、設計・工事関係のほうは昨年の6月に工事契約の議決を認めていただいて、現在ちょうど半分、9か月が過ぎたということである。こちらのほうは順調に進んでいて、今年の令和3年12月10日に竣工を迎える予定で順調に進んでいる。

こちらのほうの進捗の状況だが、公式ホームページに工事中のホールやロビー、それから諸室の写真100枚弱を掲載している。公式ホームページのほうから複合文化施設、スペースの工事写真ということで検索していただくと出てくるので、ぜひご覧いただければと思う。

次に、文化方針の見直し・条例制定検討というところである。こちらのほうは現在時点で5回の委員会が済んでいる。今月の末、また6回目を実施させていただく。詳細については、協議会の6番目でご説明をさせていただく。

次に、指定管理者の選定、こちらのほうも12月の議会でお認めいただいている。年度協定を11月頃に結んで、今年の12月14日から第6期の指定管理が始まるという形である。

続いて、パルテノン多摩共同事業体、こちらのほうは休館中の業務委託という形で委託をさせていただいているというところで、2月21日には、「わが町、たま～月の光～」という市民演劇公演や、3月7日、多摩ニュータウンの初期入居50周年の記念の展示と演劇をやっている。演劇については今度の土日で行う予定となっている。実際に今、グリナード永山や商店街のほうで展示をさせていただいている。商店街は諏訪・永山の商店街のほうで展示をさせていただいているので、ぜひご覧いただければと思う。

あと、岩崎委員のほうからお話をいただいて、アーティストの方の支援ということで、「アート@多摩」という事業を立ち上げて、市内のアーティストの方から動画を募集をして、現在22名の方から応募があって、こちらのほうも多摩市の公式ホームページからもリンクを張ってあるし、パルテノン多摩の公式ホームページのほうに掲載させているが、アーティスト動画

があるのでぜひご覧いただければと思う。

続いて、諸室の貸し出し、こちらのほうは4月20日号のたま広報で、諸室の募集の開始をさせていただく。大小ホールの予約開始が令和3年6月から予約の開始という形になるので、こちらのほうのご案内をさせていただくという形になっている。詳細については、たま広報に掲載させていただくことになっている。

続いて、運営への市民参画ということで、こちらのほうは市民サポーター、市民学芸員等の活動ということである。今年度は舞台芸術学校ということで、例えば舞台朗読の基礎講座や舞台スタッフ講座、それからレセプションの講座、市民プロデュース講座等を行っている。こちらの方々が、また講座が終わった段階で組織化ということを、令和3年度に向けて行っていくというようなことで取り組んでいる。

また、市民学芸員というものも昨年の10月から募集をして、実際に28名の方が市民学芸員として登録をしている。こちらのほうは先ほどの50周年の事業、グリナード永山での展示等でも活躍をしていただいているということである。

大規模改修事業等の進捗に関しては以上である。

続いて、協議会資料の4番をご覧いただきたい。こちらのほうは特徴的な諸室の使い方ということで、パルテノン多摩リニューアルオープン後に新しく出来上がる諸室という形で、特徴的な部分があるので、ご紹介をさせていただく。

1つがオープンスタジオ、こちらのほうが、特徴としては小規模なコンベンションホール的なものである。天井が高く、間仕切り壁等を撤去した一体的なオープンスペースということで、キャットウォークを設置することで、演出の幅を広げ、様々な文化活動に対応するというものである。具体的な利用方法としては、小演劇から展示会、講演会まで多目的に使えるオープンスタジオスペース。そして、広いスタジオ空間に仮設ステージ、客席を組み、パフォーマンス、ファッションショー、パブリックビューイング、ミーティング、イベントなど、バリエーションが豊富な使い方ができるということである。利用がない時は一般開放もしている。

続いて、キッチンラボ、こちらのほうが特徴としては、部屋の入り口面をガラスとして中の様子が見えるということで、壁収納のキッチンと調理器具があって、パルテノン多摩中央公園エリアで唯一の調理ができるスペースとなっている。また、子どもと一緒に調理ができるような備品等もそろえていく予定である。

そして、具体的な利用方法としては、みんなで調理するだけでなく、料理を題材にしたワークショップや教室サロンやミーティング利用等にも対応可能な交流スペース、そして、子どもエリアで遊んだ後、ママカフェ、食育ワークショップ、離乳食・介護食づくり体験に参加するなど、親子の日常的な居場所等にもなると。あと食のサイエンス、フードロス、伝統食、生活文化等の食文化をテーマに幅広い団体が集い、実験的な使い方がされるということである。

続いて、クリエイティブラボ1、2ということで、特徴としては、部屋の入り口面をガラスとし、中の様子が見え、興味が引くことができると。壁面全体にポストイットを貼ったり、プロジェクターやネットワーク環境があるなど、クリエイティブな活動を行うための環境が整備されていると。あと子どもと一緒に遊べるような備品等も整備させていただく。

具体的な利用方法としては、セミナーやワークショップなど利用しやすいスペース。これまでどおりの会議室でも利用可能ということである。あとは大学生や企業が外部ゼミやオフサイトミーティング等の利用、そして利用がない日はまた自由に自習スペースとしても開放される。

最後だが、クラフトラボという形で、こちらのほうは床をタイルにすることで汚れを水洗いすることができる美術工作向きと。多様な工具や家では設置が難しい工作器具を備品としてそろえる。あとミシンなども設置して衣裳の制作などもできるような形である。

具体的な利用方法としては、文化団体等が大道具や衣装を制作して、市民協働の集まれる場としての使い方ができる。あと舞台技術者が使い方を支援する道具づくりのワークショップ、子どもDIYワークショップなど体験ができる空間、そしてプロモーターなどが衣裳・道具の修理ができ、連続利用・ツアーとして使いやすい施設とするということである。

続いて、協議会資料5をご覧ください。パルテノン多摩ミュージアムの展示改修についてということで、こちらのほうはパルテノン多摩の常設展示の場所が展示改修とするということである。

こちらのほうは文化振興財団の事業という形になって、若干説明させていただきます。改修前の課題というところをご覧ください。改修前では常設展示に関しては、更新性が低いというような指摘を受けている。あと、バリアフリーや多言語に対応できていなかったということである。

新たなミュージアムのコンセプトとしては、1つ目として、多摩市や多摩ニュータウンの多様な文化や、自然資源についての展示。そして2番目としては、市民や学芸員が調査・研究・展示等を行う博物館の拠点。そして、子どもや車椅子の方でも見やすい高さの展示ケースに変更。そして、ICT技術やデジタルアーカイブを活用ということである。

テーマについては4つ、「谷戸の暮らしと多摩ニュータウン」「わたしたちのまち多摩」「まちの入り口～地域まるごと博物館～」「多様なふるさとの共有」というような4つのテーマという形である。

リニューアルのスケジュールだが、令和3年4月に、文化振興財団が施工業者をプロポーザル方式で選定、令和4年3月にパルテノン多摩再開館に併せオープンという形である。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。3から5をまとめてお聞きする。質疑はないか。

しらた委員 自動演奏楽器なんかはどういうふうになる予定なのか。

宮崎文化施策担当課長 自動演奏楽器については今回の資料の中にはないが、ロビーホワイエに設置するという予定で、今文化振興財団と調整しているところである。

しらた委員 ロビーホワイエというところには空調もしっかりできているというか、そういう大切なものを置いとけるような状況か。

宮崎文化施策担当課長 空調の話であるが、当然まず来館者のこともあるので、空調等はしっかりさせていただきたいと思う。また湿度計等も配置をして、湿度、温度管理もしていくようなことで今、計画をしている。

岩崎委員 今、お話しいただいたそのアーティストの方たちだが、この動画発信と

どうか、配信された形では一律に報酬は同じという形か。

宮崎文化施策担当課長 お礼という形でお支払いしているが、こちらのほうは、個人1人で応募された方については5万円で、グループとしては10万円という形でお支払いをしている。

岩崎委員 それでも結構たくさんの方が応募してくださっているのだなということでもよかったと思うが、これは期間はどのようなふうになるのか。期間ずっと流すのか。

宮崎文化施策担当課長 期間については特に今定めていない。今のところある程度の期間は流すつもりだが、1年以内には落とすかということだと思う。

岩崎委員 アーティストの方たち、著作という意味でもずっと流しているのが同じ金額なのか、またどのようなふうに変更したほうがよいのかというのは、お話し合いという余地があるのなら考えていただくと。5万円でずっとというのがよいのかというところが、私も思ったところである。もし考えていただければありがたいと思う。

もう一つ、キッチンラボという話があったが、こういうのは幾らで貸す、クリエイティブラボを幾らで貸すという金額も決まってくるのか。

宮崎文化施策担当課長 アーティストの支援という形であるが、こちらとしては、作品をつくっていただいたということでお支払いしているので、ある意味、市のほうに権利はいただいているという形だと考えている。今回のお金をお支払いするというので、アーティストの方、そういう部分もあるが、一方では、アーティストにとって文化振興財団や市とつながりができる。それから動画で流すことで、こんな人が、こんなアーティストが多摩市にもいるのだというところもかなりのところでメリット、よかった点ではないかということ考えている。

もう1点、キッチンラボの料金ということだが、こちらのほうは、条例のほうにも表が載っている。その条例の中に載っている表を上限として指定管理者が決めるということになっている。

こちらのほうで今決まっているところでは、午前中、キッチンラボは表に書いてあるとおりで55平米という形だが、午前中9時から12時は1,800円、13時から17時で2,600円、18時から22時で

3,100円という形で値段を設定をさせていただいている。

岩崎委員 金額のほうはありがとう。パルテノン多摩閉まっているというところでのアーティストの支援というよりはコロナ支援という考え方が今回あるかと思うので、こういう方がいるのだということを知って、その方たちがほかの場所でどんどん活躍できればよいが、コロナの中で大変な状況だということが多摩市が発掘しつつ、支援したということでは、継続的な支援が必要かと思うので、その辺はよろしくお願ひしたいと思う。

しらた委員 クラフトラボで少しお聞きするが、これはミシンやほかにどんな機械を。多様な工具で、家では設置が難しい工作器具をそろえていると言うが、例えばどんなものが置いてあるのかと、あとこの材料費は、全部どこ持ちになるのか。

宮崎文化施策担当課長 どんなものというところについては、今、備品の資料というのは手元にないのであれなのだが、例えば万力みたいなものはなかなか家では設置できないと思うので、そういった万力系のものやそういった部分である。あとは自宅で全部の工具はなかなかそろえられないので、一般的な工具であってもそれは充実させるというようなことで今考えている。

材料費については、来た方が持っていただくという形になる。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。3から5にかけての件はこれで終わる。

6、(仮称)多摩市文化芸術条例制定に向けた途中経過について、市側の説明を求める。

宮崎文化施策担当課長 (仮称)多摩市文化芸術条例制定に向けた途中経過についてご報告をさせていただく。

1番のほうについては、省略させていただく。2番のこれまでの経過と今後の予定というところをご説明させていただく。

先ほども少し触れたが、令和2年10月に多摩市文化芸術方針検討委員会を設置した。これまでに5回の委員会を開催して、現在、委員会の骨子案を検討中ということである。3月、今月の末にまた検討委員会をやっていき、基本的には月1回という形で、5月には素案を作成をして、6月にパブ

リックコメント、そして8月に原案を決定して、9月に議会に上程するようなスケジュールで進んでいる。

こちらのほうは、当初方針にするか条例にするかということで検討していた中で、1回目で条例を制定するという内容で決定をしている内容である。

次の資料をご覧いただきたい。骨子案をご覧いただきたいと思う。この骨子案のほうはまだ全然途中なので、これからまだまだ変わっていくということで、こちらのほうは1月末時点の状態のもので今お示しをさせていただいている。

ポイントとしては、多摩市らしい特徴を持った条例とするということを委員会の中で言われていて、1番目、目的というところでは、文化芸術により人づくりをして、最終的にはまちづくりにつながっていくようなことを意識をされている。

また、定義の①、基本理念の⑥のところでは、市民自治、自治基本条例の考え方も盛り込んでいる。そして、定義の②番目、表現の担い手というところだが、こちらのほうは、表現者だけでなく裏方や伝統文化の継承者等も定義をしたところである。それから、またその中で伝統文化というところも含んだものとしている。

あともう一つ、特に特徴的なところだと次のページの7番目、子どもたちのための取り組みということで、子どもにフォーカスを当てている。乳幼児期から文化や芸術を身近に感じられる機会や、環境を提供していくというようなことで、こちらのほうの条例を今骨子ということで、委員会の中で検討している状況ということである。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

それでは、7、令和3年度における新型コロナウイルスの感染拡大に伴う温水プールの開館時間(利用時間)及び休館日の変更について、市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 それでは、議題7になるが、温水プールの開館時間、それから休館日の変更についてご説明する。資料は7をご覧ください。

温水プールはコロナ禍の影響に伴い、収支状況に大きな影響が生じており、施設運営に係る費用の抑制が課題になっていることから、令和3年度の事業のあり方について、縮小の検討を行っていることについては、昨年12月の本協議会にても報告しているところであるが、令和3年度の施設の開館時間（利用時間）及び休館日を変更することとしたので、報告するものである。

資料をご覧ください。1のところで表を記載しているが、昨年の9月から先月までの6か月間の利用状況と料金収入を整理したものだが、いずれも前年度比40%から60%という状況になっている。

プール、トレーニングルームの開館時間は日曜日、祝日を除いて22時までと、利用時間はその前ということになるが、需要の状況から申し上げると、20時以降は利用者が少なくなっているという時間帯であった。また、トレーニングルームの曜日別の入場者数を調べてみると、火曜日の利用者数が少なくなっている。これはプールの定休日が繁忙期の7月と8月を除き、毎週火曜日が定休日であるということが影響しているものと推測している。

そこで、以上のような収入状況、利用傾向を踏まえ、令和3年度は、次のとおり開館時間、それから休館日等を変更したいと考えている。施設の営業時間は、これまでは日曜日と祝日は20時まで、それ以外は22時までとされていたが、今後は20時に統一する。プールの利用時間は施設の営業時間の30分前までとなっているので、19時30分、トレーニングルームの利用時間は施設の営業時間の15分前までとなっているので、19時45分となる。

次に休館日だが、プールについては、これまでは毎週火曜日を休館日とし、繁忙期の7月は、第2火曜日のみ休館とし、8月は休館日なしとしていたが、来年度は7月については、第2火曜日に加えて第1火曜日も休館するというようにする。

トレーニングルームは、これまで第2、第4火曜日としてきたが、毎週火曜日とする。なお、7月と8月の休館日については、プールの休館日に準ずることとする。

変更の期間についてだが、これは令和3年度ということで、4月1日から来年の3月31日までの1年間で予定しているところである。

これによる効果額ということになるが、利用料金の減収がある一方で、光熱水費等の削減も見込まれるということから、1,000万円から1,500万円程度の費用の削減を見込んでいる。

利用者の方への周知については、4月分の利用申込みの受付が始まる前に行う必要があったので、2月15日に市の公式ホームページ、指定管理者のホームページ、施設内での案内等を掲示した。また、たま広報には3月5日号に掲載しているところである。

今後の予定については、令和4年度以降の開館時間、休館日については、今回の運営状況を踏まえて、また、改めて検討していく必要があると考えている。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

しらた委員 プールのコロナ対策はどんなことをされているのか。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 感染防止というところであるが、まずは消毒、それから、利用されるときにはマスクの着用も、利用者の方にはお願いしているところである。それから現在プールについては、改修工事中ということであるので、今は利用に供していないが、以前は入場者数等について、夏場の入場者制限なども、従来の制限よりも厳しい人数で制限をして、密集、密着しないような環境にするという配慮を行っているところである。

岩崎委員 いろいろ大変かというところはあるが、この火曜日にする、決めるというか、全部火曜日に定休日にならなければならないとか、火曜日を基準にしているのは何かあるのか。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 火曜日を休館日としているのは、1つには、月曜日が振替休日等になることもあるので、定期的休館

日については、火曜日に設定しているというところである。

岩崎委員 今、コロナの中でのこういう策かと思うが、この状況が1年間様子を見ると今聞いたので、今後コロナが落ち着いてきて、また状況が変わればいろいろな時間や曜日の休みも変わってくる可能性はあるということではよろしいか。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 現在のところ、コロナの感染状況が今後どのように変わっていくのかということについては、私も注視していかなければいけないかと思っているが、この状況が落ち着いてくるということになったら、また、利用状況等を踏まえて検討することになるかと思うので、利用の状況がどうなるか、これについては、今回のこの変更などを踏まえて確認をしていきたいと思っている。

岩崎委員 コロナさえなければ、皆さん大好きなプールにぜひ行きたいと思っている方が多いと思うので、その辺はよろしくお願ひしたいと思う。

本間委員 この時短による経費が抑えられるのが1,200万から1,500万円程度ということなのだが、この時短によって減収になる収入は幾らというのを試算しているのか。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 今回の収入の部分の見込みと支出の減少見込み、その見合いの中で、1,200万から1,500万円程度ということを見込んではいるところだが、収入が今度どれくらい減るのかということについては、利用料金収入としては、500万円程度が年間の収入としては下がるということが見込まれているところである。また、人件費などでの削減など、いろいろな要素が組み合わされるということ、それから、指定管理料等の部分での費用の入りと出の部分の相殺、変化があるので、その中で現在見込んでいる数字が1,200万から1,500万円程度ということになる。

本間委員 差引きでこの金額になるということ。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

8、多摩市体育施設に係る個別施設計画策定に向けた多摩市スポーツ推

進審議会における審議状況について、市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 それでは、個別施設計画策定に向けたスポーツ推進審議会における審議状況についてご説明する。

屋外スポーツを行う施設である野球場、球技場、庭球場、キャンプ練習場及び陸上競技場の管理、更新に係る多摩市体育施設に係る個別施設計画の策定状況については、昨年12月の本協議会にも報告しているところであるが、今回はスポーツ推進審議会における審議の状況について報告するものである。

資料の8をご覧いただきたい。スポーツ審議会に対しては、令和2年10月に市長から計画策定に向けた基本的な考え方についてを諮問したところである。その後、審議会では10月7日の諮問された日から検討を行い、4回の検討を行ってきた。4回目の2月24日には答申案について審議をし、各委員から意見を求め、取りまとめについては会長を中心に作業するところになったところである。

主な審議状況ということであるが、現在の課題として指摘されたのはこちらに7点上げているが、施設の老朽化の進行、熱中症の防止対策、施設稼働率や収支状況の改善、河川敷設置施設の今後のあり方、利用可能なスポーツ競技が限定的で新しい需要に対応できていない。駐車場の台数不足、少人数でスポーツができる場の不足の7点ということで整理されたところである。

また、これらを踏まえて、今後の体育施設を整理、整備していくに当たって、3つの基本方針として掲げたところである。まず、1点目の安心・安全な施設整備では、予防保全型の施設管理・自動販売機等を設置した熱中症対策、バリアフリー等の対策に取り組むこと。

それから2点目の施設総量・規模の適正化では、総量規模の見直し、収支状況や稼働率の改善に取り組むこと。3点目の利用機会の拡大では、既存競技以外の多種目スポーツ競技への対応、多種目化に当たっては施設の名称の変更、スポーツ人口や機会の増加を図るための少人数での利用が可能な施設運営に取り組むこと。これらなどが方針として示されたところである。

以上の基本方針を踏まえ、議論された個別施設の方向性については、資料

のほうに記載しているとおりだが、1点目の野球場・球技場については、野球、サッカー以外の競技ができるよう多種目スポーツに対応するということがあったり、団体利用だけではなくて少人数でも利用できるようにすること、それから、公園利用者も含めた安全性に課題のある施設については、フェンスを設置することなどについて検討するようという方向性が示された。

また、一本杉公園野球場については、夜間照明の設備の見直し、設備の整備レベルの見直しでコスト削減と利用料金見直しを検討してはということになっている。また、河川敷に立地している一ノ宮公園の球技場と庭球場についてだが、増水による災害の影響を受けにくく、誰もが気軽に運動するなど、幅広く利用可能な場への転用についても検討というご意見いただいているところである。

それから陸上競技場については、利用者増加のための事業の実施による施設の活用を検討すること。それから、キャンプ練習場については、現在のキャンプスタイルに併せた運営方法ということなどを検討するようというご意見をいただいたところである。

今後の予定だが、審議会では現在会長を中心に答申の取りまとめ作業を行っており、4月には市長に答申を提出する予定である。

市としては、審議会からの答申を受け、計画の策定を取りまとめ、6月の市議会子ども教育常任委員会へ報告するとともに、6月から7月にかけてパブリックコメントを実施して、素案に対する意見を求め、9月に計画を決定し、議会へも報告することを予定しているところである。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

山崎委員 この一本杉公園野球場のところなのだが、夜間照明の見直しというのはどちらの方向で考えるが、撤去するのか、直すのか、その辺りを。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 一本杉公園野球場の夜間照明については、現在の利用の状況なども踏まえること、それから、設備、設備の状況などの更新のことも検討しなければいけない。そうした中では、現在の利用状況等を考えた場合、市内の団体の方々の利用状況の実態など

を踏まえたときには、夜間照明の部分については、更新という部分については費用と効果の部分で、継続するという点については難しいのではないかとご意見をいただいているところではある。

山崎委員　　私が聞いているところだと、夏場の運動は熱中症やそういった問題で、夜のナイターを利用したほうがよいのではないかという意見が多く寄せられているが、そういったあたりも検討していただきたいと思う。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長　実際に市として計画を策定するに当たっては、パブリックコメントで意見などもいただくということもある。そうした中で、また計画を練っていくというところがあるが、やはり施設の維持管理の部分では費用もかかっているところもあるので、その辺りのところについては、慎重に考えていく必要があるかと思う。

山崎委員　　あと整備レベルの見直しで、コスト削減で、最低限の整備になると思うが、なるべく安かろう悪かろうみたいな形にならないように、最低でもきちんとした形になるようお願いしたいと思う。

しらた委員　　一ノ宮公園なのだが、災害の影響を受けにくいと、今どんなことを考えているのか。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長　現在の一ノ宮公園については河川敷にあるということ、それから既に、一昨年の台風19号の被害を受けての復旧工事を行っているところもあるので、基本的には現在の施設というものは、使える限りは当然使っていくということになるわけだが、やはり今後また同じような災害等を受けた場合に、どのようにしていくかということについては柔軟に考えていく必要もあるかと思っている。

ただ、現時点のところ転用するという部分で、どのようなことができるかについて、今、腹案等があるわけではないので、これについては研究が必要かと考えている。

岩崎委員　　ここにはないので改修ではないが、宝野公園か、壁打ちするなというすごく大きな字が書いてあるところがあったので、掲示の仕方の文言というのは、やめてもらいたいという意味では強く言う部分もあるのかもしれないが、いろいろな人たちが見ている部分だと思うので、そのやめてほしいと思うが、やめてほしいだけの書き方が言葉は強過ぎたりするという判断

は考えていただきたいなと思っているので、そこら辺はどういうふうに整理しているのかというのをお聞きする。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 宝野公園にだけではないと思うが、公園の中で利用される、スポーツを楽しまれるという方がいらっしやる。どうしても多摩市の場合は、住宅地の近くにスポーツができる公園等もある。宝野公園もその1つかと思う。そうした中で近隣の住民の方にとって、音が出るということは、生活される上でも大変不便を受けられるというところもあるので、そのような中で表現として今ご指摘のような、現在のところは使用しないでほしいということを強く求めた表現ということになっているかと思うが、それらについては、今後改修等の中で整理できる、つくり直すことができるようであれば、ほかの施設などと併せて検討はできるものと考えている。

岩崎委員

とめることはあるかもしれないが、例えばボール打ちは若い方とか子どもの方がされているので、その方たちが読むことになると思うが、そういうときにやってはいけないことをやっているのだという意味では、はっきりそういう言葉を打ち出すということが市民のためになるのかというところとまた別の視点もあって、そういう言葉でやめさせる、止めるということが果たしてよいのかと思うのと、そうしないと止まらないのかというところと、そういうことだけではなくて、すごく大きく書く、大きなふうにするのが出てくるといって、その言葉が目に入ってきて、その行為がいけないというよりはその言葉に押されるというのがあるのかと思うので、ぜひスポーツ的なもの場合は、ある程度ついやって住民の方から苦情が来て、それを止めるためには強く言わなければと市のほうが動くかもしれないが、そうではなく、こういうことで危険だ、こういうことで危ないということを伝えるのに、そういう命令口調が果たしてよいのかというのは、ぜひ考えていただきたいなと思うので、よろしくお聞きしたいなと思う。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 様々な注意の表現は時代とともに変化してきているというところもあるかと思うので、先ほども申し上げたが、改修の中でどのような形で伝えていくのがよろしいのかということは、検討していく必要があるかと思っている。

大くま委員 個別施設の方向性、これからだと思うが、①の安全性に課題のある施設へのフェンス設置に関する検討というのは、具体的にはどういった検討なのか。今話が出ていたが、宝野公園のサッカー場なんかだと、今、実質的には公園として地域の方に使われているようなところがあって、いろいろな話があった中で、そこが閉じられてしまうと導線としても機能しなくなるという話も地域の方から伺ったことがあるので、そういったことなのかどうか確認がしたいのが1点と、5番のキャンプ練習場については、現在のキャンプスタイルに合わせた運営方法の見直しというのはどういったものなのかお聞きしたいと思う。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 フェンスについてだが、1つあるのは諏訪南公園である。運動ができる場所と少し高くなったところに、アスレチックの遊具などが置いてある部分があったりするが、場合によってはそのところはフェンスがないので、ボールが飛んでいくというようなこともあったりする。場所によってというところはあるが、やはり公園の利用者も、スポーツを楽しまれる方も安全に施設を使っただけするようにするという事は、いずれの施設においても目配りをしなければいけないところかと考えている。

それからキャンプ練習場についてだが、こちらはテントのあり方や炊事の部分のところ、現在かまどの使用を原則にしているが、かまどだけではなくて、皆さんいろいろな機材をお持ちになっていたということもあるので、現在のキャンプスタイルに合う形になっているかどうかと、その辺りのところはご意見としていただいたところである。

山崎委員 申しわけない、もう1点だけ、一ノ宮公園のところの幅広く利用可能な場への転用について検討とあるが、今、市の施設のこういった利用方法については、条例か何かで定められているのか。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 市の体育施設については条例、規則において、使用のあり方について定めているところである。

山崎委員 そうしたら、この幅広く利用可能というの、条例の中に収まる範囲でということか。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 利用のあり方が変わると

ということになると、こちらの審議の状況の中でもあったように名称の変更やいろいろなところが必要になってくることもあるかと思う。その場合には条例の改正なども必要になってくるかと思うので、現在の条例、規則の中だけということではなく、必要であれば条例、規則も改正していく必要があるかと考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

9、東京オリンピック・パラリンピック推進事業の進捗状況について、市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック(兼)スポーツ振興担当部長 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会については、皆さんもご承知のように、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により1年延期されたところである。本日はその開催に向けた準備状況について報告するものである。

詳しくは、齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長より説明する。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 それでは、資料に基づいて、説明をさせていただきます。

東京オリンピック・パラリンピック推進事業の進捗状況ということで、まず1つ目、五者協議の開催についてである。こちらは3月3日に東京都、国、また国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会と組織委員会、こちらの五者で協議が開催された内容である。大きく分けて4項目ということで、海外から来日する観客の観戦について、また、会場における観客数の上限について、ジェンダー平等についてで、全体のまとめということで、お示しさせていただいているものである。

このうち海外から来日する観客の観戦についてであるが、ご存じのとおり3月20日にも五者協議が開催されて、こちらについては、海外からの観客の受入れ断念という結論が出たということで報道にも出ていたものである。それ以外のものについては、資料に書かせていただいている内容のとおりである。

2つ目である。東京2020オリンピック自転車競技ロードレースの地

域説明会。こちらについて来月4月24日と27日、永山公民館と関戸公民館それぞれで地域説明会のほうを開催させていただくという内容である。

説明内容であるが、組織委員会の担当者がこちらに来て、交通規制またそれに伴う市民生活への影響、例えば路線バス、救急医療など、説明をさせていただくというものである。

続いて、次のページお進みいただきたい。項3、オリンピック聖火リレーの出発式についてである。こちらは前回、大会延期前の部分で、多摩市役所の本庁舎の東側にある旧やまぼと広場の跡地での開催を予定していたが、今回、オリンピックの延期に伴って、出発式の会場を多摩市役所地下駐車場に変更させていただいたということの報告である。この変更については新型コロナウイルス感染症対策の観点から、会場を囲って収容人数を設定し、事前に予約制で入場時も検温、手指消毒、荷物検査、こちらを実施することでの方向性の変更に伴って、東京都とも協議した中で地下駐車場のほうに会場を変更したというものである。

続いて、4、国際理解講座「北緯66度の国 アイスランドについて」というものである。こちらについては、追加で講座のチラシのほうもつけさせていただいている。開催が3月27日、今週土曜日ということで関戸公民館大会議室で、講師としてステファン・ホイクル・ヨハネソン次期駐日アイスランド大使がお越しいただいて、アイスランドのご紹介をいただくというものである。実際については、多摩市国際交流センター(TIC)が主催と、多摩市と駐日アイスランド大使館が後援という形で開催させていただくものである。

続いて、5番、都市装飾(シティドレッシング)の実施についてというものである。

こちらは次のページで、資料の下部のほうに掲出するフラッグの例を出させていただいている。1つがアイスランドの国旗を模したものと、多摩市の市章を模したもの、もう一つが、オリンピックのエンブレムというか、5種類の模様をかたどったものである。

上のアイスランド国旗と市の市章を模したものに関しては、掲出場所としては1番と表示させていただいている青い部分、こちらの通路の街路灯

に掲出をしていきたいと考えている。

下のオリンピックの5種類のフラッグについては、40mペデストリアンデッキを中心に両側西東に開いている、図面で言うと②、③、④に掲出を予定している。早ければ明日、あさってぐらいから掲出をこの1、2、3、4の順番で進めていきたいと考えている次第である。

続いて、別紙でつけさせていただいた多摩センタースプリングフェスタである。こちらについて補足させていただく。

主催は多摩センタースプリングフェスタ2021実行委員会多摩センター地区連絡協議会さんのほうで開催ということであるが、3月19日から既に始まっているが、28日の日曜日まで、ココリア多摩センターのレストラン街を使って、アイスランドの写真展を開催していただいている。写真の提供はプロモーターアイスランドだということで、大使館からのご提供いただいているものを使わせていただいているというものである。

また、先ほどご紹介させていただいたTICの講座が開催される3月27日、アイスランドの伝統的な乳製品であるスキルの販売も多摩センターのスプリングフェスタの中でしていただけるということで、今回ご紹介させていただいているものである。

また、この日、大使が講師としてお越しいただくので、朝一番でこのスプリングフェスタ立ち寄っていただいて、その後、先週アイスランドの選手団が宿泊する予定になっているリンクフォレストさんのほうも施設を見ていただいて、最後、国際理解講座、こちらのほうでご講師いただくという予定で、日程を組んで、今準備を進めているというものである。

あともう一つ、資料をおつけしていないが、国士舘大学との連携事業があって、オリパラセミナー開催している。4回ほど開催させていただいて、それぞれ4会場、延べ62名の方に来ていただいた。今回は、オリンピックの歴史や理念を学んでいただくとともに、映像や参加していただいた方のオリンピックにまつわる記念品などをお持ちいただいて、ディスカッションしたということで、総じてご満足いただけたというようなご意見を頂戴したというものである。

長くなって申しわけないが、以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 この27日の講演は、ネット配信も後ほどするのか。

古谷文化・生涯学習推進課長 ネット配信については、その是非を検討したが、次期アイスランド駐日大使ということもあって、著作権というかそういったことの兼ね合いもあって、今回は見送らせていただいているというところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

この際暫時休憩する。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

協議会を再開する。

まず、午前中のパルテノン多摩についての協議会案件で、補充説明があるとのことである。

宮崎文化施策担当課長 申しわけない、1点ご報告を漏れていた件があるので、ご報告させていただきます。多摩市文化振興財団の事務局長に関することである。

令和元年6月にアートマネジメントに精通された人材として、文化振興財団の事務局長に就任された、そしてパルテノン多摩の館長としてご尽力をいただいた間瀬事務局長が一身上の都合により、3月31日をもって退職されることになったのでご報告をする。後任については、当面の間、松尾常務理事が兼任する。説明は以上である。

いいじま委員長 この件に関して質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。この件については、これで終わる。

それでは、10、令和2年度第4回多摩市子ども・子育て会議の概要について、11、貝取保育園園舎解体工事の進捗状況について、12、令和3年4月認可保育所新規入所申込等の状況について、13、保育料の未納金対策(令和2年度の取組み)、14、パルテノン多摩4階子どものエリア事業の

進捗状況について、まとめて市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 それでは、子ども青少年部の協議会案件ということで全部で10件ある。まず、前半の子育て支援課関係の協議会案件の説明をさせていただく。

まず、1件目が令和2年度第4回多摩市子ども・子育て会議の概要についてという案件である。こちらについては、議会のたびにご報告をさせていただいている。今回第4回ということで2月22日に開かれた会議の内容についてご説明をさせていただく。詳細については、水野課長のほうから説明させていただく。

水野子育て・若者政策担当課長 それでは、子ども・子育て会議の概要についてご説明をさせていただく。

協議会資料は10をお開きいただいて、まず、1ページからである。次第となっているが、今回審議事項が1件と報告事項が6件ということで、子ども・子育て会議、開催をさせていただいたが、この子ども・子育て会議のところでご報告させていただくのが、まず審議事項の①番と、報告事項の④番のところをご報告させていただく。その他のところについては別出しで、またご報告をさせていただくので、よろしく願いをする。

では、タブレットの次の2ページ目を開いていただいて、まず、子ども・子育て会議の審議事項ということで、第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画における確保量の変更についてということで、審議をさせていただいた。

こちら獲得目標としては、令和3年度以降の幼児教育における確保量の変更について承認を得るという形で行ったところである。こちら、計画の策定の数字の変更というところで、子ども・子育て支援法の第62条に、計画の内容の変更をするときは、子ども・子育て会議の意見を聞くこととなっているところから、審議事項という形で審議をしたところである。

経緯については、三角印の2つ目、令和2年11月19日付で、令和3年度の新入園児数の減少による公定価格の減等を理由として、せいとく幼稚園、富士ヶ丘幼稚園、おだ認定こども園における1号認定なので、対象年齢は3から5歳のお子様の利用定員数の変更についての要望があった。

2番目のところは、利用定員の変更というところで、まず、せいとく幼稚園については、令和2年度105名であったところ、マイナス15名にして90名にすると。富士ヶ丘幼稚園は、令和2年度270名のところを、30名減らして240名にする。おだ認定こども園については、150名定員のところを15名減らして135名というところで、多摩市全体としては、1号認定の利用定員数を60名変更すると、減員するという協議をさせていただいた。

下の後段の表の変更後という表をご覧いただきたいが、まず1号認定、3から5歳の量の見込み、需要と確保方策の供給のところをご覧いただきたいが、量の見込みは1,335名で、確保量についてはマイナス60名したところで、2,151名というところで、需給差のところについては、表の一番下にある816名、まだ空きに余裕があるところでは、この定員を減らしたことによって、待機児童等が発生するということはないというところで、こちらご承認いただきたい子ども・子育て会議に諮った。

今回は新型コロナウイルスの関係で、緊急事態宣言中であったことから、書面開催による開催とさせていただいて、書面による承認を確認したところ、全委員から計画のほうは変更承認という形でご回答いただいたところである。

一番最後の3番の今後の予定になるが、令和3年3月の下旬までに、東京都へこの計画変更による確保量の変更の報告をするという流れで進めている。

子ども・子育て会議の概要の説明は以上となる。

続いて、子ども・子育て会議の次第の報告事項の④番、厚生労働省における、調査状況報告について報告をさせていただく。

本多子ども青少年部長 それでは、タブレットのページ数で言うと5ページになる。表題が厚生労働省・東京都「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施」の調査状況報告ということであって、こちらは平成30年からの調査になっていて、毎年度報告をしている。

1番の趣旨・目的のところをご覧いただきたい。この調査の目的であるが、令和2年10月1日時点で、当該市町村には住民票があるが、乳幼児健

診等の未受診者や未就園、それと不就学などで、福祉サービスなどを利用していないなど、関係機関が状況確認できない子ども、年齢としては0歳から12歳の状況を市町村が把握してそれを報告するということである。いわゆる身元で安全確認ができていないのか、できていないのかという調査になる。

2番に調査方法と結果という項目がある。今回の調査については、大きく3つの項目で調査を行っていて、まず1つ目が①である。乳幼児健診未受診者ということで、こちらは健康センターで健診を受けているのかどうかという調査になる。それと②だが、未就園児についてということで、こちらは住民基本台帳から対象者を抽出して、保育園などに在園しているのかどうかという調査を行っている。

それと③は不就学児ということであって、義務教育を受ける年齢だが、実際は学校に在籍していないというお子さんの状況の把握である。

①の乳幼児健診未受診者については、結果として、未確認の児童数はゼロということである。それと②の未就園児については、こちらについても結果的には未確認児童数ゼロということであるが、その上のところに説明がある。令和2年10月1日時点安全確認をできていない所属不明児童というのは41名いた。その中で、子ども家庭支援センターのワーカーが訪問調査を実施して、18名については安全確認が行われている。把握できない23人については、海外に出国しているということであって、東京都の出入国管理局のほうに照会をかけて、日本から海外のほうに出国しているという確認ができていたので、未確認児童数としてはゼロということになる。

また、③の不就学児については、こちらは学校支援課のほうと連携して、未把握児童として4名いた。そのうち2名については、ケースワーカーのほうを確認をして、2名の確認は取れている。残りの2名については、海外のほうに出国したということで、照会のほうはできていて、結果としては未確認児童数としては、ゼロという状況である。

次のページをご覧ください。上段のところは今申した説明が記載されている。真ん中から下のほうには表があって、そちらは3歳から5歳の対象児童の在籍状況ということであって、どこにも所属していないというお

子さんの状況だが、コロナ禍で保育園に預けるのを控えている、あとはフリースクールに所属しているといった方が見受けられた。

内容については、以上である。

水野子育て・若者政策担当課長 では、続いて、11、貝取保育園園舎解体工事の進況についてご報告をさせていただく。タブレット資料、協議会資料11をお開きいただき、まず、1ページ目である。令和元年度をもって閉園をさせていただいた貝取保育園について、令和2年度はその園舎の解体工事を行うということで、その工事が完了したのでご報告をさせていただく。

2番の工事概要は記載のとおりとなっている。

3番の今後の予定だが、まず、令和2年度は6月から解体工事を始めて、1月には解体撤去工事を完了した。今月3月中にUR都市機構のほうへ土地を返還をする予定となっている。

2ページ目をお開きいただくと、写真を載せさせていただいた。施工前、施工後ということで、同じアングルから撮った写真となる。以前、貝取保育園園舎があったところを、施工後は、現在、更地にして養生シートを貼り、その上に土のうを置いて管理をしている形になる。

貝取保育園の園舎解体工事の報告は以上となる。

松崎子育て支援課長 それでは、協議資料ナンバー12をご覧いただきたい。令和3年4月認可保育所新規入所申込等の状況について報告をする。併せて子ども・子育て会議に、令和3年4月一時保育入所の申請状況について報告をさせていただくが、今回ナンバー12で報告させていただくものの時点が、3月8日現在ということで進んでいるので、こちらをベースにご報告する。

まず、資料をご覧いただければと思うが、令和3年4月新規入所の状況である。改めて令和3年3月8日現在ということであるが、一番右端の合計のところをご覧いただきたい。まず、新規申込数(A)とさせていただくが、622人の申込者数があったところである。そのうち入所決定数(B)、536人の方々を入所決定したところである。最終的に保留となっている方、A-Bということで、86人の方が現在保留という状況の数字が出ているところである。

今年度、令和3年4月新規入所状況の特徴というところであるが、括弧書

きが昨年度の人数ということで示させていただいているが、まず、新規申込数が昨年度757あったところで、実数として125名、申込者数が減少しているところである。

その結果、入所決定数のほうも、昨年度よりも数が小さくなっている。合わせて保留者数も数が少なくなっている。特に、入所の申込者数の減少が大きかった年齢であるが、0歳児について、昨年度申込者数が282人だったところが、今年度206名ということで、マイナス76ということで、大きく減少したところである。

あともう1点は2歳児、昨年度137名だったところが、88人の申込者数ということで、こちらも49名の減少という状況になっている。こちらの申込者数の減少について、まだ十分分析進んでいるところではないが、まず少子化ということで、対象となられるお子さんが、母数が減少しているということが1つあるかと受け止めている。加えて、コロナ禍ということで、集団の生活を控えるという方々もいらっしゃるということが、要因となっているのではないかとということで、今、さらなる分析を進めているところである。

続いて、項目2番であるが、それを受けて令和3年4月第2次審査後の認可保育所の空き状況を記させていただいた。例年、空きが本当に発生してこない、0歳、2歳児に関して空きが発生しているところである。

報告は以上になる。

続いて協議資料の13番をご覧ください。保育料の未納金対策(令和2年度の取り組み)について報告申し上げます。こちら未納金の対策として、特徴のほうを報告させていただく。令和2年度、例年と同様に督促と催告も実施させていただいた。今年度は備考欄にも書かせていただいたが、新型コロナウイルスによる登園自粛等に伴って、在籍の保育園園長より、例年配布をしていただいたところであるが、郵送という形で手続をさせていただいたところである。

あと、納付誓約に関しては、平成30年、平成31年よりも、令和2年度24件ということで、若干取り組みが進んだというような状況である。

2ページ目をご覧ください。不納欠損、令和2年度は平成27年までの

間に生じた債権を不納欠損させていただく予定だが、昨年度よりも金額は減少しているところである。また、今年度コロナ禍という特徴だが、概要欄の児童手当からの充当というところをご覧いただきたい。一番下から黒丸3つが令和2年という印になっているが、例年、児童手当からの充当という保護者の方々いらっしゃる場所であるが、今年度ご相談等させていただく中で、コロナ禍でなかなか児童手当からの充当が厳しいというお話をいただく方も多くいらっしゃって、今年度の特徴としては、児童手当からの充当人数が少なくなっている状況である。

また、今後未納金に関しては、保育料に関しての周辺の変化が生じているところである。その主な点としては、令和元年10月から始まった保育料の無償化によって3歳から5歳の方々の保育料が無料になっている。加えて0から2歳児の他市負担軽減ということで、保育料の補助を行うことによってその負担を軽減している。こういったことから保育料に関する未納金対策という金額については、今後、縮小していくのではないかと見込んでいるところである。

報告は以上である。

本多子ども青少年部長 それでは、続いて協議会の14番になる。

パルテノン多摩4階子どもエリアの事業の進捗状況について報告をさせていただきます。資料については、2ページものの資料がタブレットのほうにあるかと思う。

まず、1ページ目の1番については、これまでの経過を記載させていただいている。議会のほうについては、令和元年の12月、子ども教育常任委員会のほうで業務の委託事業者決定ということでご報告をさせていただいている。

それと事業の内容については、2番からになるが、まずは2ページ目の資料をご覧いただきたい。4階の平面図になる。こちらのフロアは大きく3つのエリアに分かれていて、まずは、上の共有エリア、また、左下にある共有エリアということで、水色の枠で囲んであるところが共有エリアということである。赤いエリアが占有エリアということである。こちら3つのエリアを使って主に事業のほうを展開するということになる。

特徴としては、両共有エリアに多摩産材の造作家具ということで遊具を設置するという今調整をいたしている。また、左下の共有エリアについては、ボルダリングなどを配置して遊べるようなエリアの設定を今考えているところである。

まず、共有エリアのほうだが、上の「きらきらひろば」という名称の広場、それと、左下の「わくわくひろば」という名称の広場、こちらについては、対象年齢としてはおおむね小学校3年生以下程度の子ども、また、その保護者ということで考えている。事業内容としては、子ども、親子の遊びの支援や親子の交流の場、また相談事業などを行うということで考えている。

また、赤いエリアの占有エリアである。よちよちルームと一時保育ルームと事務室と分かれているが、まず、一時保育である。こちらについては1歳から小学校3年生までということで考えている。パルテノン多摩の事業実施時の保育、また、それ以外でお預かりするということを想定していて、こちらは有料でお預かりするということを想定している。

それと左側のよちよちルームである。こちらは0歳から1歳児程度の子ども、それと保護者の方のご利用を考えている。そして事務室については、こちらは委託事業者の事務を行う事務室ということであって、それ以外にも右のところに相談室というのがあるが、こちらについては保護者からのご相談をお受けする際の相談室として利用するということである。

それぞれ広さとしては、一番上のきらきらひろばについては約40平米、左下のわくわくひろばについては118.7平米、それと占有エリアのよちよちルームについては33.8平米、一時保育ルームについては25.1平米、事務室については24.5平米、相談室については4.2平米ということである。

今後の予定であるが、令和4年の3月のプレオープンに向けて事業の調整を行っていくということであって、今、関係部署と調整を進めている段階である。

内容については、以上である。よろしく願います。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。では10から14について順に質疑を行う。まず、10の子ども・子育て会議の件について質疑はないか。

岩崎委員 先ほどの調査をした結果、安全確保がわかったということで0人だったというところの経緯として、41名がまず不明だったが、23人の方は海外にいらっしゃると言ってらっしゃって、18人についての安全確認ができたというお話だったと思うが、この18人の方が安全確認だったということと同時に、状況的にはやはり多くの方たちとは違う状況だったのかと思うと、ただ確認ができただけではなくて、あとはケースワーカー、きちんと支援などが入った状況なのか、その支援も必要ない状況だったのかをお聞きする。

本多子ども青少年部長 当然調査では安全確認ということで、ご本人と直接会うということが基本である。ただ、顔を見て安全だということではなくて、生活の状況などを確認した上で、そのリスクが高いようであれば、やはり子ども家庭支援センターが介入していくということになっている。ただ、この調査の内容については詳細は記載していないが、基本的には調査の後はそういったフォローしていくということになる。

岩崎委員 なので、今現在はその確認とともに、支援が入っているというか、あるいは大丈夫な状況になっているということでしょうか。

本多子ども青少年部長 非常にリスクの高い方、また、支援が必要な方については、そういった支援が入っているということである。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。10番については、これで終わる。

11、貝取保育園の件について質疑はないか。

本間委員 更地になった後のUR都市機構の土地だが、売却やどういうふうにご利用されるかということはわかるか。

水野子育て・若者政策担当課長 ただいま3月の返還に向けてUR都市機構と連絡を取り合っているが、UR都市機構からは、今後の活用方法については、組織内でまだ未決定ということでこれから協議し、決定していくという報告を受けている。

本間委員 地域の方、少し心配されている方なんかもいるかと思うが、あとの利用については、多摩市から何も言うことはできないということでしょうか。

水野子育て・若者政策担当課長 3月の返還に向けては、市から配慮してほしいという文書をしっかりつけてお返しするというので、しっかり住民の方からの意見等々も今入ってきているので、その辺りを文書化してしっかりUR都市機構に伝えて、お願いするという流れで進めていきたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。11番については、これで終わる。

12、認可保育所新規入所申込みの件について質疑はないか。

大くま委員 まず、確認したいのは、やはりコロナにおいてかなり特徴的な申込みになったのではないかと私は取っている。先ほど、少子化は1つあって、さらにコロナとご説明されていたが、少子化はじわじわと多摩市でも減っている中で、今年がくんと減ったということ言えば、やはりコロナの状況がすごく大きいのではないかと捉えている。ゼロ歳児に関して言えば、育休の延長なんかが可能であれば、1年延長して様子を見ようというのが、保護者としては当然の選択があると思うが、そうなった場合に来年度の1歳児や2歳児でも大きく落ち込んでいるから、来年度の3歳児の入所申請なんかに、また大きく影響があるのではないかと思うが、そういった点、今市はどのようにお考えなのか。

松崎子育て支援課長 委員のおっしゃるとおり、少子化という要素もあるが、今年度やはりコロナ禍というところで、多摩市に限らず多くの自治体が保育所入所減少しているというようにお話も伺っている。お話しいただいたとおり、逆作用というか反作用で来年度1歳児、それから、2歳児、待機児童がふえるということも考えられなくはないというところで受け止めている。ただ、本当にまだどういう状況でいくのかというのは、今後、本当に慎重に見極めていく必要があると受け止めているので、減少したままでよしというところで受け止めているわけではないので、十分状況を精査した上で、来年度に向けても考えていきたいと思っている。

大くま委員 本当に状況を見極めながら丁寧に対応していかないと、あっという間に待機児童がふえるということになってはいけないからぜひお願いしたいと思う。

待機児という側面からと、もう一つ言うと、特に0歳児37人の空きがあるという中では、保育園の経営の面で大変な負担があるかと思うが、そういった点、どういった声が上がっていて、市として何らかの対応を検討しているのかということを確認したいと思う。

松崎子育て支援課長 0歳児、空きが多く発生しているというところでは、運営面には確かに影響が出てくるような状況になっている。公定価格の単価も0歳児、高くなっているところであって、人数が少なくなるということは、施設への補助額が減少するということにつながってくる。これについては今現在園長会等とも現状について話し合いをスタートさせているところで、何かしらの対策の必要性は市のほうでも認識しているところであるので、先ほどと同じように状況を見極めながら、何ができるか検討していきたいと考えている。

本間委員 今のお話の続きになるが、どこの場だったかわからないが、対策として市外からの方を入れていただくような呼びかけをするというような話があったかと思うが、その辺は何か説明してもらってよいか。

本多子ども青少年部長 今回も空きがあるということで、これまで例年にないことだが、今、お話の中では空き定員をどうしていくかという課題が1つあるが、一方で、我々内部で話しているのは、やはり空きがあるということは外から市民を呼び込むチャンスでもあると捉えている。

ただ、保育園が空いているということアピールするだけではなくて、やはり住まいやそういったものと一緒に何か売り出していけないかという、いわゆるシティセールスみたいな形で、保育園の空きと部屋の居住の空きをうまくミックスした形で、保育園の空きと集合住宅などの空きというところを一気に解決できるような、そんな調整をしているが、十分練られていないが、アイデアとしてはそういうことが今話されているという状況である。

本間委員 そうすると市外に住居があって、多摩市に保育園に来るということではなくて、引っ越してきてもらって多摩市の保育の空いているところに入ってもらおうということか。

本多子ども青少年部長 当然市内の中でも空いているということではご利用いただくには

どうしたらよいかという取り組みを進めていくというのが1つと、あとは今私どももシティセールスということで、外から子育て世代を呼び込むということを行っているので、そういったところも1つターゲットになってくるのかと考えているところである。

松崎子育て支援課長 市外の方が多摩市の保育所を使うというのは规则的に問題がない。現在0から2歳児の方々というのは、待機児童が多かった年齢ということで、基本的には市民の方優先ということで、市外の方のご利用は優先順位からすごく下のほうになるという取り組みをしているところだが、今年度に関しては、そういったところも勘案しながら、市外いながら多摩市の保育所も使っていただくということも考えているので、子ども青少年部長の答弁の取り組みも考えつつ、また、現状の今取り組んでいる内容の緩和ということも検討していきたいと考えている。

本間委員 一度入られると、その次もずっと市外からということも考えられるかと思うので、その辺はよく考えていただいてと思うが、あと2番のところで、1歳児の空き状況だが、1歳児がゼロで0歳児が37人ということで、1歳児がゼロということは待機児童がいるということか。

松崎子育て支援課長 表の1番の1歳児の保留者のところをご確認いただければと思うが、質問者おっしゃられたとおり、55人の保留者が出ているところである。その中で空きが0人ということなので、1歳児の方々に関しては、待機になられている方というのは、発生しているという状況である。

本間委員 そうすると0歳と1歳を数字を変えるというわけにいかないか。

松崎子育て支援課長 保育施設だが、0歳児、1歳児についてそれぞれ面積基準、あと職員の配置基準、お部屋に備えるべきもの、細かくルールがあるような状況である。そのためなかなか柔軟な対応が難しいというところは発生しているところなので、そういったところも苦慮する点かと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。12番については、これで終わる。

13、保育料の未納金対策の件について、質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。13番については、これで終わる。

14、パルテノン多摩4階の件について質疑はないか。

岩崎委員 きらきらひろばとわくわくひろばで、きらきらひろばのほうが公園側からは入れるという状況だと思うが、そして土足でここは入れるということなのかをまずお聞きする。

本多子ども青少年部長 きらきらひろばの右側が中央公園に出入りできる出入り口になる。仕様としては、きらきらひろばについては土足で利用が可能ということを考えている。あと、その他の共有エリアのわくわくひろば、占有エリアについては足跡にバッテンマークがついているが、靴を脱いでご利用いただくということを今想定している。

岩崎委員 動線としては、きらきらひろばで少し遊んで、土足だとしても、要するに南側というか、共有エリアや別のわくわくひろばのほうに行こうとしたにはどこかで、靴を履きかえるか脱ぐかと思うが、この行き方はどういうふうになるのかというのはまだこれからなのか、わかっているのかというのと、この多摩産材の造作家具が両方にある感じだが、その違いみたいのものあるのかというのを確認したい。もしこれからなら、今日のお機ではなくてもいい。

宮崎文化施策担当課長 きらきらひろばからわくわくひろばの動線だが、この図のとおりで、わくわくひろばの上のところに共有エリアと書いてあると思うが、そのところにげた箱を置く。そこで脱いでもらって中に入れてもらうという形で考えている。

造作家具については、これはプロポーザルでお願いするような形で、1つ決まっているのは、わくわくひろばにはボルタリング的なものを設置するというところは決まっているが、それ以外については、提案という形でお願いしたいと、大型遊具という形でお願いしたいと考えている。

岩崎委員 そろそろイメージがあるのだと思うが、40平米のきらきらひろばだとそれほど広い場所ではないかと思うので、ここでは土足でつい入って遊べるという感覚なのかと思うけれども、このわくわくひろばのボルダリングというのを多摩産材で造るのか、別のか。

宮崎文化施策担当課長 きらきらひろばの部分もわくわくひろばの造作家具、またボルタ

リング全て多摩産材で考えている。

岩崎委員 それぞれの場所は別に年齢も関係なくどららも遊べるということで理解してよいのか。

本多子ども青少年部長 年齢要件については、きらきらひろば、わくわくひろば両方ともおおむね小学校3年生までということ想定しているの、両方とも同じ年齢ということになる。

岩崎委員 そこら辺のところのイメージがだんだんできてくるのかと思うが、いわゆる中央公園と一体化している部分がきらきらひろばもそうだし、このわくわくひろばのほうもそうで、ただ、靴は脱がなければいけないというイメージでよいのかというところをもう一度お聞きする。

本多子ども青少年部長 一体という意味があれだが、中央公園から入ってきてすぐにきらきらひろばが右手にあって、そのまま真っすぐ進むとわくわくひろばがあるということなので、利用としては両方とも使えるようになっているし、先ほど、宮崎課長からご説明あったように、わくわくひろばは靴を脱いでいただいて、げた箱に靴を収納していただいてご利用していただく、そういった利用の方法を考えているので、ある意味では一体で使えるということになるかと考えている。

岩崎委員 それと最後トイレなのだが、ここだとこの近くというか、このエリアの中で使うトイレというのは、改装する状況は、数や状況は変わるのかどうかを確認する。

本多子ども青少年部長 まず、私どもの占有エリアのほうに、相談室の右隣にトイレがあるが、こちらについては一時保育などをご利用された方の利用と考えている。それ以外の共有エリアなどをご利用される方については別途トイレがある。それについては宮崎課長のほうからご説明させていただく。

宮崎文化施策担当課長 トイレの話ということである。わくわくひろばの左側にトイレがある。そちらのほうには大人用のトイレ、それから、子ども用のブースという形で両方用意しているような状況である。

岩崎委員 このトイレがやはり大事かと思う。こうやって遊んでいて、急に入るところもあると思うのと、もう一つは、今の改修されてどういうふうになるかわからないが、今、閉まっている状況の前、開いていたときのトイレは暗く

て狭いようなイメージがあったが、やはり図面だと少しわかりづらいが、幾つか4つぐらい入っているの、少し広がるのかと思うが、ぜひ内開きというのが多いが、そういうところも確認していただいてなるべく使いやすいような、あるいは機能的にはどなたでも使えるようにしていただけるようお願いしたいと思う。図面の中でも改修できないというところもあるかもわからないが、トイレは重要かというところで認識しているので、よろしくお願ひしたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

本間委員 先ほど広さだが、きらきらひろばはわくわくひろばの平米数をもう一度教えてもらっていいか。

本多子ども青少年部長 まずきらきらひろばについては40.7平米である。イメージとしては、小学校の教室の3分の2ぐらいということである。わくわくひろばについては118.7平米ということで、先ほどのきらきらひろばの約3倍ということなので、小学校の教室2つ分ぐらいというイメージになる。

本間委員 この図からいうとそれほど広さが変わっているように見えないが、それは3倍ぐらいあるようには、この水色の枠の中がきらきらとわくわくとそれほど変わらない。

本多子ども青少年部長 申しわけない、先ほどのきらきらひろばについては、平米数は40.7なのだが、このエリアの見方だが、共有エリアとの境界がないのでこういう書き方になっているが、平米数としては、間違いなく今言った数字になるので、それぞれ部屋の大きさの差は生じるということである。

いいじま委員長 少しわかりにくい。もう一度説明をお願いしていいか。

宮崎文化施策担当課長 きらきらひろばが図面より狭く感じるという質問かと思うが、きらきらひろばはちょうど円形になっていて、面積はこの図面で四角く囲ってある部分よりももう少し内側でカウントしている。それ以外の部分は共有スペース、廊下的なイメージで理解していただければと思う。

本間委員 それから、きらきらひろば、わくわくひろばは、安全のための人というのはそれぞれ配置をされるような計画なのか。

本多子ども青少年部長 きらきらひろば、わくわくひろば両方とも委託業者のスタッフの方が2名程度常駐するという事になっている。お子さんの安全確認はそ

このスタッフが行うということになる。

本間委員 保護者なのだが、保護者の方は小学校3年生でも保護者の方は必要だということ、同じところにずっといなければいけないということか。

本多子ども青少年部長 今いただいたご質問については、代表質問か、一般質問か、同じようなご質問があった。やはり今回この広場のコンセプトとしては、家族の方や保護者の方、また、その他の保護者の方との交流、お子様同士の交流というのは考えているので、保護者の方はやはり同じエリアでお子さんの様子を見ていただくということを考えているので、その対象年齢は小学校3年生までだが、やはり同じように考えているところである。

本間委員 そうするとそれぞれ何人ぐらい、お子さんが何人、大人と1人、1人で2人だとすると、何人ぐらい入って遊べるのか。

本多子ども青少年部長 何人ぐらい収容できるかというのは今調べるので、後ほどお答えさせていただきます。

本間委員 たくさんいらっしゃったときにどういうふうに対処するのかというのも、併せて後で結構なので教えてほしい。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。14番については、これで終わる。

それでは、15、令和3年度学童クラブ待機児童状況(予定)、16、学童クラブ費過年度分滞納状況、17、連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修の進捗状況について、18、令和3年多摩市成人式について、19、(仮称)子ども・若者総合支援条例の進捗について、まとめて市側の説明を求める。

植田児童青少年課長 それではまず、協議会資料の15をご覧ください。令和3年度学童クラブの待機児童状況(予定)である。

こちらについては、2月19日現在ということで、第2期申請分までということで、全体の定員の合計は1,921ということで、入所予定の児童数は1,758ということである。そして、右側に空き人数と自宅待機者というところで数字が入っている。こちらの数字が入っているところが、空き人数というところで数字が入っているところが複数ある。そしてまた、自宅待

機者数というところで数字が入っているところが複数箇所あると思う。こちらの中で、どうしても地域的なミスマッチというところが生まれていて、空き人数が一定程度あるものの、自宅待機者数ということでは待機児童が70人、今、想定がされているというところである。

そして、待機児童がいる学童クラブについては、近隣の学童クラブを第2希望ということでご案内するとともに、同時に近くの児童館のほうで、ランドセル来館ということで対応していくとして、今考えているところである。

続いて資料の16、こちらのほうは学童クラブ費の過年度分滞納状況である。これは毎年報告させていただいているものだが、今回平成28年度、29年度の数字が入っているかと思う。下の米印のほうをご覧ください。

学童クラブ費ということで、私債権で時効は2年ということで、今年度は消滅時効期間の経過した平成29年度分の1万2,000円のうちの6,000円分、こちらのほうを債権を放棄するということである。

これについては、その下の米印だが、平成28年度分の1万2,000円と平成29年度分の6,000円に関しては、この債務者が平成31年度に納付誓約をして、時効が中断しているということのため、今年度は債権の放棄はしないということである。

説明は以上になる。

次に、連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修の進捗状況ということで、こちらのほうは恐縮だが、生活環境常任委員会のサイドブックの協議会資料1というものを開けていただけるか。

こちらのほうは、くらしと文化部コミュニティ・生活課との連名ということで、資料のほうを出させていただいている。

まず、連光寺複合施設である。こちらは連光寺児童館が入っている施設なのだが、基本・実施設計業務委託というのが終了していて、2番の今後の予定というところである。6月に改修工事の契約を行って、8月から翌年の7月までの改修工事ということで、(4)番のところだが、7月から翌年の8月まで児童館については、木の実公園集会場において、代替施設の運営を

予定しているところである。

そして、(5) 番の9月にはリニューアルオープンということで予定をしている。

次に、鶴牧・落合・南野コミュニティセンターである。

1番の基本・実施設計業務委託、こちらについては終了をしているというところで、2番の今後の予定のところである。

(2) 令和3年6月に改修工事契約の締結を予定していて、(3) 令和3年8月から翌年の7月までが改修工事、そして(4)の2段目、令和3年8月から翌年の7月までが、西落合小学校での児童館の代替施設での運営を考えているところである。

そして、(6) 令和4年の9月にリニューアルオープンということで今、想定をして考えているところである。

それでこの児童館の代替施設の運営のことだが、条例に児童館の名称と位置が記載されているが、今回はあくまで期間を限定した他施設をお借りした代替施設ということで、法務とも相談した結果、地域に、市民にしっかりと周知を図り、住民の不利益にはならないということを確認した上で、条例の改正は行わないで実施をするということで、今予定をしているところであるので、ご承知おきいただければと思う。

続いて、令和3年の多摩市成人式についてである。こちらのサイドブックの子ども教育常任委員会のほうにお戻りいただいて、協議会資料18になる。

既にご案内のことかと思うが、緊急事態宣言が発出されることが想定される中、多摩市では、感染防止対策を徹底して、会場において成人式を開催する準備をしていたが、東京都からの緊急事態措置等の発出によって、成人式のオンライン開催、あるいは延期への協力依頼というものがあつた。

さらに感染者数の急増、急激に増加ということと、医療現場が危機的な状況に陥っていることを受けて、会場での開催急遽を中心とすることとし、オンライン開催ということで、式典の内容を動画配信することにした。

2番の実施内容である。期日は1月11日、時間については12時半開式、13時40分閉式、会場はリンクフォレストホール、内容は、オンライ

ン開催、ユーチューブライブ配信ということで、テーマ『賜〜今、花を咲かすとき』ということで、式典、国歌、市長式辞、市議会議長の祝辞、このビデオのほうには、副議長といいじま子ども教育常任委員長も出演していただいて、執り行ったところである。オープニングムービー、ビデオメッセージ等を配信して、行ったところである。

企画運営は全て成人式の実行委員会、新成人16名で行った。

新成人対象ということでは、平成12年4月2日から翌年4月1日生まれの者ということで、令和2年11月1日現在1,396名の対象ということで、男性が705名、女性が691名ということであった。

5番の再生回数ということで、配信期間が当日から1月18日まで配信期間を設けていて、3,638回の再生、動画再生回数ということになっている。ライブ配信では最大同接で305人ということになっている。参考としては、他の自治体の再生回数とか配信期間が記載されているのでご覧いただければと思う。

成人式については、以上になる。

水野子育て・若者政策担当課長 それでは、協議会19の（仮称）子ども・若者総合支援条例の進捗についてご報告をさせていただく。サイドブックに協議会19という資料が2つあるが、まず、前半の19という資料をお開けいただければと思う。

こちらは前回の12月の協議会以降、開催された条例検討委員会のご報告となる。

まず1番目である。第5回の開催を、令和3年1月27日に行った。内容としては、子ども・若者への意見収集結果についての報告と、条例の骨子案、たたき台をお示しさせていただいて、ご協議いただいた。

それから（2）のところだが、第6回がちょうど昨日、令和3年3月22日に開催をさせていただいた。こちらについては、市議会の第1回の定例会でいただいたご意見等々をご報告しつつ、この骨子案について、前回第5回で検討していただいた後に、意見をいただいたものを反映させたものを、協議をいただいたという形になる。

なお、この第5回、第6回とも、緊急事態宣言発令中であったので、オン

ラインでの開催とさせていただいた。

2番目のところである。こちらは、第5回のところで委員会でもご報告したところだが、子ども・若者への意見収集結果ということで、ご報告をさせていただく。こちらはコロナがなければ、リアルでの開催で人を集めてのフォーラム等企画をしていたが、コロナの影響で人を集めることが難しいということで、児童館での子どもヒアリング、永山高校での高校生ヒアリング、若者オンラインワークショップと3つに分けて、12月に、意見収集をしたところである。

まず、児童館ヒアリングについては、4館で実施をさせていただいて、小学校、中学校、高校生含めて、25名の聞き取りを行うことができた。②の高校生ヒアリングについては、都立永山高校にご協力いただいて、合計7名の高校生から意見を聞くことができた。③番、若者オンラインワークショップでは、事前の申込みを受け付けたところ21名の申込みがあったが、当日どうしてもキャンセル等々含んで、15名の参加で行うことができた。合計47名の方から意見を頂戴したところである。

意見の活用方法ということで、下の①、②、③の困り事への支援、活躍、まちづくりへの参画という条例の2本の柱である相互協力、相互支援と意見参画の機会の保障から意見をいただいたところだが、様々な意見があった。

その意見については、協議会資料の2ページ目から8ページまで、こちらが各ヒアリング、ワークショップでの意見をまとめたものになるが、説明は省略させていただくが、全体としてこの条例の2本の柱である切れ目のない相互協力・相互支援とまちづくりへの参画や意見表明の機会の保障という方向性は、おおむね合致しているということが確認をできたところである。

それでは、協議会資料の9ページ目を開いていただくと、こちら、第5回でお示しさせていただいた骨子案、たたき台というものが載っている。骨子案の作成に当たっては、今まで行ってきた検討委員会での意見等々を踏まえて、事務局のほうで提案をさせていただいた。

検討委員会のほうに出したところ、もう少し具体的な表現にならないか、

子どもの権利条約の要素を含めることができないか、困難を抱えている子ども・若者で、声を上げられない、参画できないメンバーへの支援をどうするかというところ、あと事業者の中に当初、この骨子案の中では学校を含んでいたが、そこは少し違和感があるというご意見をいただいた。

この骨子はあくまでたたき台として、この第5回の1月の検討委員会にお示しをしたので、そこでの意見を反映させて、昨日の検討委員会を開いたところである。

では、協議会資料19の前半は閉じていただいて、後半の19の資料をお開けいただければと思う。こちらが、昨日検討委員会でお示しした資料となるが、まず前半の部分については、この第5回でお寄せいただいた各委員からの意見をまとめたものとなる。こちらを踏まえて条例の素案の策定をしたので、そちらの素案を基本的にはご覧いただきながら、昨日は議論をしたところである。

条例素案については、協議会資料の8ページ、タブレットページ8ページから条例素案ということで、お示しをさせていただいている。

第5回の検討委員会での意見を反映させたものを水色の部分で色塗りをして、昨日、検討していったところである。

まず、この条例の8ページ目だが、目次のところで、まず前文から第12条までのつくりについては、このままでまずお示しをさせていただいた。

タブレットページ、9ページである。この前文については、条例全体を整えた後、最後に整理をするということで、今回はその要素、メニュー的な考えられる要素をお示しして、昨日は終了したところである。

次回の検討委員会で、この前文の具体的なたたき台を示そうと考えているところである。

続いて10ページになるが、こちら第1条で、目的ということで示させていただいた。昨日の検討委員会の中から、ちょうど目的の条文の3行目、「自分らしさ」という表記があるが、ここの自分らしさという言葉が生活言語に近いというところで、何かもう少しわかりやすい、条例に適した言葉はないか検討しようということで、ご意見をいただいたところである。

続いて11ページである。定義、第2条を定めさせていただいた。定義については(1)は子ども・若者、(2)が市民、(3)が事業者、(4)がまちづくりということで、定義をさせていただいて、こちらは骨子案からは変更せずお示しをしたところだが、ここに子ども・若者の解説がないので、付け加えてはどうかという意見をいただいたり、あと解説の一番下の「まちづくり」のところの例えばという例えの中に、子ども・若者が自分自身で市の課題等に気づいて自発的に行動をしているということもまちづくりに入るのではないかということで、こちらの記載の検討を言葉としていただいたところである。

続いて、12ページ、基本理念のところである。こちらについても、解説のところの(4)に、相互協力・相互支援の関係と載せさせていただいたが、この解説の相互協力・相互支援の後、第4条以降に条文が見当たらないということで、ご意見をいただいたので、こちらも検討課題としていただいたところである。

次に、13ページ、子ども・若者の権利ということで、骨子では役割という言葉をつけていたが、ここで役割ということは取って、子ども・若者の権利ということで、表記をさせていただいた。

解説の一番下のところ、四角になるが、児童の権利に関する条約の4つの権利、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利というところ、こちらを第4条のところで表したということでご説明をしたところである。

続いて、第5条、市民の役割というところである。こちらについては、議会のほうからもご意見をいただいて、この市民の中に子どもが含まれるということで、子どもを含む形での役割なのか、それともそうでないのかということで、ご議論をさせていただいた。

事務局案としては、このパターンA、子どもを抜くパターンとパターンBの子どもを含む可能性の範囲でという案、2案を示させていただいたところ、ご意見をたくさんいただいたが、まずは検討委員会としては、このパターンBの表記の方向で、条文のほうは整理しつつ、解説の中でやはり全ての子どもにこの役割を果たすのは、課すのはどうかということでご意見をいただいたので、解説の中でしっかりと整理をしていくという流れになった。

続いて、15ページである。第6条の事業者の役割というところで記載をさせていただいた。この事業者も大きく捉えると市民の中には入るが、この条例では、しっかりと就労支援や、そういったところの担い手として期待する部分があるので、検討委員会としては、しっかりと横出しをして、明記をしていくという確認をしつつ、委員の方からは、この事業者は将来の人材育成を期待ができるということと、あと子ども・若者条例の趣旨をしっかりと認識してもらいつつ、企業からの支援や寄附なども、推進するような役割を担ってほしいというご意見をいただいたところである。

次の16ページ、第7条である。市の役割というところで記載をさせていただいた。同条例第7条の1行目、「総合的かつ具体的な施策を講じられるように」ということで、「総合的」という言葉を使ったが、下の解説のところで、四角1で推進体制と施策の検討、実現ということで、総合的とは、横断的・包括的・重層的・持続的であると説明をさせていただいたところ、委員の皆様からは、とてもわかりやすくよいということで、お言葉をいただいたところである。

続いて17ページである。切れ目のない支援のためのしくみ・後押しというところでは、委員の方からは、確かにこの切れ目のない支援というのは条例の柱でもあるので、この中の要素として、やはりひきこもり等々が高齢化しているという問題もあるので、早期発見・早期対応というニュアンスもしっかりわかるような入れ込みができるとういことで、ご意見をいただいたので、今後検討していきたいと思う。

続いて、18ページである。第9条、まちづくりへの参画・活躍のためのしくみ・環境づくりである。こちらについては、第9条の第2項の2行目、「最大限發揮して」という「最大限」という言葉が少し違和感があるということで、最大限という言葉は取ろうということでまとめたところである。

あと第8条の第3項のところに、市の取り組みが書いてあったが、こちら第9条では第3項の市の取り組みが書いていないので、8条と9条のバランスを取るためにも、第3項をつくって、第8条と同じような市の取り組みの記載があるとよいというご意見をいただいたところである。

続いて、19ページ、第10条である。子ども・若者計画というところで、

第10条の1行目の「子ども・若者の成長・活躍の推進に向けて」ということで、この「成長と活躍」という言葉がここで登場してくるが、ここをしっかりと、この条例の2本の柱である相互協力・相互支援と、意見表明・参画の機会の保障という文言に整理してはどうかというご意見をいただいたところである。

続いて、20ページ、第11条、推進体制である。こちらも1行目に「子ども・若者の成長・活躍」という言葉があったので、こちらも10条に合わせて、「成長・活躍」という言葉を条例の2本の柱にそろえてはどうかというところと、2行目の「施策の評価」というところがあるが、ここにプラスして、計画の改善ということも、その時々に応じて臨機応変に計画の改善ができるような書き込みがあるとよいという意見をいただいたところである。

第12条は、委任ということで、こちらはそのままなのだが、最後まとめとして、この条例を策定している段階なのだが、骨子と素案ができたということで、この段階で例えば市内の高校生や市民団体、この条例ができてご協力いただく市民団体、今も既に支援をしていただいていると思うが、そういうところから、この素案の段階でもまず意見を聞いてみるのはよいのではないかというご提案をいただいたので、今後しっかりと広く意見をもらえるように検討していきたいと思う。

条例検討委員会のご報告は以上となる。

いいじま委員長 15から19について、市側の説明は終わった。

15から19について順に質疑を行う。

まず15、学童クラブ待機児童状況の件について質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に16、学童クラブ費過年度分滞納状況について、質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。16については、これで終わる。

17、連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修の件について、質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。17については、これで終わる。

18、令和3年多摩市成人式について質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。18については、これで終わる。

19、(仮称)子ども・若者総合支援条例について、質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。19については、これで終わる。

説明者の入れ替えがあるので、しばらくお待ちいただきたい。

それでは、20、多摩中央公園改修整備・運営事業(P-PFI)の公開開始の報告と今後の予定について、市側の説明を求める。

鈴木教育部長 それでは、よろしく願います。

まず20番、多摩中央公園改修整備・運営事業(P-PFI)の公開開始の報告と今後の予定についてであるが、関係課で連携して進めている。昨日、生活環境常任委員会のほうにも、公園緑地課のほうから報告をしているが、施設内、文化財施設もあるので、子ども教育常任委員会でもご報告をさせていただく。詳しい内容については、公園緑地課長から説明をさせる。

長谷川公園緑地課長 それでは、私のほうから詳細のほうを説明申し上げる。大変恐縮であるが、生活環境常任委員会のフォルダーをお開きいただいて、協議会14の資料をご覧くださいと思う。

それでは、説明させていただく。冒頭記載のとおり、P-PFI制度を活用した多摩中央公園改修整備・運営事業については、1月13日開催の多摩市立多摩中央公園指定管理者候補者等選定委員会での討議を経て、1月22日に多摩市公式ホームページで資料を公開し、公募を開始した。

その後、1に記載のとおり、2月5日に現地説明会を開催して、19社の参加があった。数としては多めであるが、造園事業者だけでなく、飲食事業者など公募対象公園施設に入る、テナントと思われる業種からも参加があったという状況である。

続いて、2の今後のスケジュールである。2月5日の現地説明会の後には質問の受付、個別対話と進めてきた。来月4月23日には参加表明の提出を締め切って、翌月、5月28日には提案の提出を締め切る。これを受けて、

いよいよ選定に入っていくという流れになる。選定委員会での提案審査を行って、7月下旬には候補者の選定を行う予定である。その後、実施設計、工事に入って、令和7年1月頃の全面供用開始を目指していく。

なお、表の下の米印で記載のとおり、緊急事態宣言等の影響、特にこれは事業者への影響になるが、こちらのほうを随時考慮しながら、スケジュールのほうは対応していきたいと思っている。

また、ちょうど先月まで提出を受けていた質問の内容については、記載の4種類の内容となっていて、主に事務的な手続の確認といったものがほとんどといったような内容であった。

説明のほうは以上になる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

21、多摩第三小学校の建物の現状について市側の説明を求める。

鈴木教育部長 それでは、多摩第三小学校の建物の現状について、昨年度実施した劣化度診断の結果が取りまとまったので、本日、状況についてご報告をさせていただきます。

また、今後の対応については、新年度の中で庁内でも検討していきたいと考えている。内容については教育振興課長から説明をさせる。

加藤教育振興課長 子ども教育常任委員会の資料の21のほうをご覧いただきたい。多摩第三小学校の建物に関して、第三小学校自体は令和7年度に建築後60年を迎えるといったところである。大きく2点、現状についてのご報告をさせていただきますところになる。

まず1点というところでは、現在の耐震性能はどのようになっているかというところであるが、平成19年度に耐震補強工事を実施したので、そこで必要な耐震性能を確保しているという状況である。なので直近で地震等があった場合でも、特段問題はないという状況になっている。

2点目のところである。教育部長のほうからもあったが、劣化度診断の結果というところになる。建築後50年経過した建物に関して、物理的性能、経済的性能、機能性能、こういったところを総合的に検討するといったとこ

ろが必要になっていく。その検討材料の1つということで、劣化度診断を実施し、今後長くこの建物を使っていくのに耐えられるかどうか、そういったところの調査をしたというところである。

調査の内容については、大きく2点である。1点が構造耐久性の調査ということで躯体に関わる部分、2点目が設備の配管調査ということで、配管に関わる部分、そういったところになる。こちらについてだが、1ページおめくりいただいたところで、第三小学校の図面をつけさせていただいている。真ん中あたりに校舎の建物があるわけだが、①と入っているのが中央棟、いわゆる蜂の巣校舎と呼ばれるものになる。右側が⑭と入っているものが東棟、③と入っているものが西棟というところになる。

1ページお戻りいただきたい。ここでの劣化診断の調査結果がまとめてある。中央、東、西、建築年月がそれぞれ異なるので、耐震の劣化診断、その結果も変わってきている。まず、中央棟に関しては、55年経過しているという中で、圧縮強度が下がってきているという部分と、コンクリートは本来、アルカリ性なのだが、中性化が進んできている。中性化が進むと腐食が進むというところになる。そういったところが進んできているという中で、耐久性とすると20年未満ぐらいかというところである。

東棟に関しては、コンクリート圧縮強度は問題ないが、中性化が進んできているというところで、こちらも20年未満というところになる。西棟、と一番新しく建てられているものの、こちらについてはコンクリートの圧縮強度も問題なく、鉄筋の腐食も中性化も進んでいないというところで、40年以上もつだろうというところになっている。

もう一つ、移管に関しては、給水、汚水、雑排水の多くの配管で腐食が進んでいるという状況を確認することができた。こちらについて、本日ここで報告をさせていただいた。この後については、今年の夏頃をめどに、今後第三小学校を踏まえての整備方法、整備コスト、こういったところの検討や大規模改修工事についても絡んでくるところもある。そちらの変更についての案。あと、こちら第三小学校、今後どのようにしていくかといったところの中では、学校の規模の適正化といったところの必要性も考えていく必要があるかというところである。こういったところの検討を夏頃までにし

ていくというところである。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

しらた委員 中性化が進んでいるということで中性化を予防するということはあるか。

加藤教育振興課長 塗装などで保護することはできる部分もあるということではあるが、こちらについては状況によってというところになる。

岩崎委員 この耐震性の診断と構造体の耐久性の診断とは、ある意味リンクする部分もあるのかと思うが、この2番の調査結果で構造体耐久性というのは、この耐震のことも加味した期間のことをおっしゃっているのかというのを聞きする。

加藤教育振興課長 耐震補強を平成19年度にしているところである。耐震補強するに当たっては構造の状況を見ながら、必要な部分のところを必要な内容でといったところで耐震の補強をしているといったところである。するに当たってはこちらの部分のところを見ているところである。あとは長く使っていくところでの見立ての中で、2番の劣化診断のところは見ているということなので、かぶる部分もあるが、少し違う部分もあるということである。

岩崎委員 そうするとこの耐久性とは別に、この20年や40年というのとは別に考えて、耐震は耐震で考えなければいけないという理解でよいのか。

澤井施設保全課長 第三小学校については、当時、耐震診断というのを行って、そのときに耐震性能が当時I s値で言うと0.18という状況である。これを平成19年度に耐震補強工事を経て、I s値0.75というところまでレベルアップした。なので耐震性能的には、現在もしばらくたってからも問題はない。

鈴木教育部長 耐震性能と劣化度調査の結果、なかなか関係がわかりにくかったかと思う。庁内で協議するときも、私も質問したようなところがあるが、端的には、今回の劣化度診断で、先ほど教育振興課長から説明があったとおり、コンクリートの圧縮強度や中性化の進行度合い、そういったことを検査した結果、表組みになっているところだが、このまま使っていくと中央棟については、20年未満で使えなくなる。

東棟も同じ、西棟については、今の状況のままでも管のほうの閉塞等については、右側にあるように書かれているが、構造体としては耐久できるという結果である。いずれにしても中に人が入っている状況なので、耐震診断、耐震性能というのは、この劣化度はまた別に維持管理はしていかなければいけないわけだが、先ほど施設保全課長から説明があったとおり、平成19年にI s値0.75をクリアしているので、現時点で、劣化により例えば建物がだめや耐震性がない、そのようなことではないということでご理解をいただければと思う。

しらか委員 体育館は全然関係ないのか、体育館はどうなっているのか。耐震は多分大丈夫だということなのだが、どのくらいもつのかということである。今も建物の場合は耐震は大丈夫だが、ほかのところということなので、体育館はどうなっているか。例えば屋根がもう劣化している等何かあるのか。

加藤教育振興課長 体育館に関してであるが、耐震については問題ない。今回の劣化度診断をしたところでは、体育館のほうはしていない。この先、校舎はどのようにしていくかといった観点で、今回は調査のほうを入れさせていただいているところであるので、そのような形である。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

ここで先ほどの協議会案件につき、子ども青少年部長から説明がある。

本多子ども青少年部長 先ほどの本間委員のご質問である。2つあったかと思う。

まず、1つがそれぞれひろばでの収容人数であるが、今現在、造作家具がどの程度のものになるのかというのが見えてない状況であるので、その大きさによって、収容人員というのが変わってくるという認識であるので、そちらが確定してからと今考えている。

それともう一つ、安全面の配慮ということであるが、仮にこちらのひろばの収容人数が想定より上回る人数の方がご利用いただいた場合には、当然安全面の配慮をしなければいけないということで、入場制限なり、または順番にご利用いただくということを委託スタッフのほうで、その辺の調整を行うということは今想定している。

いいじま委員長 ただいまの市側説明につき、質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

それでは、22、学校開放施設等の段階的再開について、市側の説明を求めらる。

鈴木教育部長 それでは、22番である。学校開放についてだが、本会議あるいは予算決算特別委員会の中でもご質疑いただいたところであるが、今後の進め方について、教育振興課長より詳細をご報告申し上げます。

加藤教育振興課長 学校開放に関しては、1月9日から全て中止ということとさせていたいただいた。緊急事態宣言が発令されたといったところであった。

その後、市内の感染状況、社会教育施設、そういったところの開館状況なども踏まえて、3月26日の金曜日、今週の金曜日から校庭とテニスコート、クラブハウスについて開放を再開する。クラブハウスについては20時までの再開ということになる。当面の間は他団体との交流は不可というところで、まずは自分のチームの中から始めていただくというところである。

この後、夜間照明付きの校庭や20時以降のクラブハウスや体育館について、順次再開をしていくところである。夜間の校庭と20時以降のクラブハウスについては、対応でき次第というところである。

小学校と中学校の体育館については、年度当初の学校の行事のほうもある。こちらが落ち着いた段階での再開を目指している。それ以外の学校の校舎内の施設については、感染状況がもう少し落ち着いた段階で再開をというところと考えている。

こちらの再開に向けては感染症防止の対策、こちらについてはしっかり図っていただいて使っていただく。これの再開に向けては、団体のほうには連絡をさせていただき、順次再開していく部分についても決定次第、当該の団体にご連絡のほうをさせていただくという形で考えている。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

23、「これからの学校・家庭・地域の連携に向けて」動画配信及び上映会の実施報告について、市側の説明を求める。

鈴木教育部長 それでは、23番である。今年度含めて、これまで段階的に市内小・中学校、コミュニティスクールへの移行を進めてきたが、コロナ禍において地域での説明会、これが3密になるということで、なかなか実施がしづらい部分があった。教育委員会事務局としては、そうは言っても地域の市民の皆さんに、しっかり情報あるいは状況をお伝えしていく必要があるということから、動画を作って配信をさせていただき、あるいは見る環境にないという方も含めて、週5で見れるような状況もつくってきた。教育企画担当課長のほうから、この経過についてご報告をさせていただく。

室井教育企画担当課長 それでは、協議会23の資料をご覧いただけるだろうか。

地域とともにある学校づくりを進める中でコミュニティスクールの導入、並びに地域学校協働本部への移行を進めるとともに、それぞれの仕組みや役割について保護者や地域の方と共有する場として、令和元年度は地域説明会を5か所で開催をしたが、先ほど教育部長からも説明があったとおり、今年度はコロナ禍で開催を断念し、代わりに動画を用意し、市の公式YouTubeにおいて10月30日から公開をさせていただいている。併せて視聴の保障として11月に市内3か所で上映会を開催をした。

視聴数は3月9日時点で1,931回、上映会には合計8人の方にお越しをいただいた。動画の視聴と併せてご意見の募集を11月2日から30日に行って、合計6人の方から主に上映会にお越しの方からいただいた。

ご意見の内容として、主なものではコミュニティスクールでどう変わっていくのか、先生や住民の方の意識改革が必要、学校と地域の協働を進めたいといったご意見をいただいた。

これらのご意見に対して、コミュニティスクールで学校経営計画などを協議したり、育てたい子ども像の共有を図ること。地域学校協働活動の活動事例の紹介、教職員研修や教育訪問、様々な広報等を通じて子どもたちの健やかな成長に関する思いの共有を図っていくことなど、教育委員会の考え方として、12月23日の教育委員会協議会において確認をした上で、ホー

ムページのほうへ掲載を開始した。

なお、コミュニティスクールの導入状況については、令和3年度に小・中学校合わせて13校を予定、累計で20校となる予定となっている。また、地域学校協働本部の移行状況については、令和3年度に小・中学校合わせて11校を予定、全26校の移行が完了する予定としている。

また、地域学校協働本部の関係では、学校林を軸として活動している豊ヶ丘小学校地域学校協働本部が、本年2月に文部科学大臣表彰を受賞、多摩市教育委員会からも表彰させていただく。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

24、中央公園のみどりの記憶をつなぐプロジェクトについて、市側の説明を求める。

鈴木教育部長 それでは、中央公園のみどりの記憶をつなぐプロジェクトについてということで、今議会で、中央図書館の工事については契約議決をいただいた。現在所管課を中心として、準備を進めているところであるが、年度明けて4月に入ると、中央公園に予定地に立っている木の伐採、こちらも始めなければならないということで、中央公園を愛していた、あるいは緑をめでもいただいた市民の皆さんとの記憶のプロジェクトということで、図書館のほうで用意をしているので、内容について萩野課長よりご説明を申し上げる。

萩野図書館本館整備担当課長 協議会資料の24番をお開きいただけるだろうか。中央公園のみどりの記憶をつなぐプロジェクトについてご説明を申し上げる。

中央図書館の整備に際しては、伐採する樹木を市民の財産として有効に利活用、再利用をしていくために、みどりの記憶を継承することを目指している。そのため我々としては、このプロジェクトを中央公園のみどりの記憶をつなぐプロジェクトと名づけ、この4月から令和5年5月までの開館に向けて、継続的に実施していきたいと考えている。

具体的には、まず2、伐採起工式である。プロジェクトの手始めとして、市民とともに樹木の伐採を行うイベントである。こちらについては、グリー

ンライブセンターや多摩グリーンボランティア森木会のご協力をいただきながら、安全に市民の皆さんと樹木を切り出すイベントである。開催日時としては、4月10日土曜日を予定している。

また、そのほかのプロジェクトとして、3にあるが、まず、図書館の家具制作として、図書館の館内に置く家具、閲覧デスク2台とベンチ1台の制作を行う。また、伐採した樹木を使って木工体験のワークショップを開催したいと考えている。また、伐採した樹木から木のしおりを制作して、開館時のノベルティグッズとして配布したいと考えている。さらに、炭焼き体験を行っていただくワークショップ、また、開会の直前になるが、図書館の外構部分に植樹をする体験ワークショップを考えているところである。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 これを継続してやっていくという事業だということだが、今、あそこが工事現場というか工事するように仕切りになっているが、ああいうところに工事期間はこうだ、図書館ができる少し写真が小さくついているが、何かわくわくするような雰囲気を感じはなくて、ただ、これから公園の伐採が始まって、図書館ができるのだなという感じの、レンガ坂を歩くとそういう感じで、立ち止まってご覧になられている方もそれほどいなくて、工事をされるのだなという感じなので、こういうプロジェクトもせっかくされるのだったら、あと、つけてあるところが結構高くて、子どもたちが見ようと思っても看板は高いので、意外とこれから始まることへの期待をこれからどんどん持たせていきたいと所管のほうもおっしゃられるし、あとパルテノン多摩でも子どもの広場に、そういう木の創作家具を置かれると言っているので、いわゆる仕切りというのは一体的にせっかくの長い壁である。なのでああいう網になって黄色くなっているだけなので、もう少しその辺は予算もあるかと思うが、少しかういうのも掲示できる、あるいは見やすい低めの位置にする等お考えいただけたらありがたいと思うが、いかがか。

萩野図書館本館整備担当課長 ご意見いただきありがとうございます。中央公園内で9か所、看板が設置しているが、あちらについては、まず園路閉鎖のご迷惑をおかけするという意味で、掲示したものである。その中に場所場所9か所あるので、パル

テノン多摩や中央図書館、さらには中央公園の改修後のイメージを、その場所その場所に応じて掲示しているところである。そのため看板としては、いろいろな種類を、園路閉鎖の内容は全て共通して掲示しているが、イメージパースについてはそれぞれ変えている。

今後だが、確かに期待感を持たせていきたいと我々も考えていて、建設工事の事業者さんが、これから中央図書館の周りの仮囲いについては、一旦もう少しきちんとした塀に変える予定である。その変えた後にどのような形が今検討しているところであるが、うまくパルテノン多摩でやっているようなキース・ヘリングのような掲示ができないかどうかというところを、建設工事事業者さんとこれから詰めていきたいと思っているところであるので、我々も期待感を持たせていきたいというところでは、委員のおっしゃったとおりだと思っている。

岩崎委員

ぜひお願いしたいのと、あと、あそこは公園で坂なので、大人が目線よりもう少し低くしないと、子どもたちがぱっと見るという感じにもならないのと、保護者も工事現場のほうはあまり行かせたくないのも、こっちを歩きなさいとなりやすいと思うので、少しその辺は告知なりを工夫して、学校なども通して、これから図書館ができるのだということも、せっかく教育委員会の部局なので伝えていっていただきたいのと、やはり多摩センターのことは、あまり聖蹟桜ヶ丘の周辺の方たちにとっては、別の場所となるところもあると思うので、ぜひ周知はお願いしていただきたいと思う。

しらた委員

ここで伐採した木というのは、これで今いろいろなもの、小学校4年生以上20名、炭をつくってそれであそこで伐採した木は全部使い終わるのか。

萩野図書館本館整備担当課長

伐採木の活用は、その他ほかにはないのかということなのだが、実際にはこのイベントを開催する以外に、例えばエコプラザで、ウッドチップに加工してみたり、土壌改良剤にしてみたりと、あとは再資源化施設に搬入して処分をしたりというところも実際にはある。ただ、このプロジェクトは全てを使い切るというわけではなくて、その中でも市民の方々にみどりの記憶、大切だということをご理解いただくという趣旨で企画しているものであるので、そのような説明になる。

しらた委員 子どもたちに20名、少し少ないという感じがしたので、例えば木を学校に持って行って技術家庭や図工等、教室でそれで何か作ってもらうということができないかと思って、いろいろな子どもたちがいれば、いろいろなことの考えがあるのかと思って、チップにするのもよいと思うが、と思ったので少しお聞きした。

鈴木教育部長 建設的なご意見ありがとうございます。いろいろな形で使えると思っているので、今委員からいただいたことも参考にさせていただきたいと思う。実際、学校だと、昨年行った八ヶ岳少年自然の家へは行けなかったが、出前林業体験ということで、八ヶ岳から木を持ってきていただいて、体験をするような場面もあった。そういう体験もしている中で、先ほどの豊ヶ丘小学校の学校林でないが、みどりと親しむような取り組みを各学校で進めているので、図書館建設に特に出てくる材料、こういったものがもし活用できれば、ここでお約束はできないが、ぜひ検討はさせていただきたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 2時48分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 2時48分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

いいじま 文彦